

第3回環境社会配慮審査会

日時 平成17年6月27日（月）14：00～17：00

場所 JICA本部11階テレビ会議室、JICA兵庫センターテレビ会議室

◇出席委員 (敬称省略)

委員	遠藤 博之	株式会社遺棄化学兵器処理機構 代表取締役社長
臨時委員	原嶋 洋平	拓殖大学国際開発学部 助教授
副委員長	平野 宏子	東京都水道局練馬東営業所長
委員	平山 義康	大東文化大学環境創造学部 教授
委員	川村 曜雄	神戸女学院大学文学部総合文化学科 助教授
委員	中谷 誠治	財団法人亜熱帯総合研究所研究部 主任研究員
委員(幹事)	松本 悟	特定非営利活動法人メコン・ウォッチ 代表理事
委員(幹事)	満田 夏花	財団法人地球・人間環境フォーラム企画調査部研究主任
委員長	作本 直行	日本貿易振興機構アジア経済研究所 開発研究センターワークス 兼 法制度研究グループ長
委員	夏原 由博	大阪府立大学大学院生命環境科学研究科 助教授
副委員長	田中 奈美	神戸芸術工科大学デザイン学部環境・建築学科 助教授
委員	和田 重太	和田・永嶋法律事務所 弁護士
臨時委員	渡辺 邦夫	埼玉大学地圈科学研究中心 教授

◇欠席委員

委員	岩橋 健定	東京大学大学院新領域創成科学研究科 助教授
委員	村山 武彦	早稲田大学理工学部複合領域 教授
委員	田中 章	武藏工業大学環境情報学部環境情報学科 助教授
臨時委員	濱崎 竜英	大阪産業大学人間環境学部都市環境学科 講師
委員	柳 憲一郎	明治大学法科大学院法務研究科 教授

◇特別講師

原科 幸彦	独立行政法人国際協力機構 環境社会配慮の遵守に関する 異議申立審査役／東京工業大学総合理工学研究科 教授
-------	---

◇事務局

米田 博	独立行政法人国際協力機構企画・調整部次長 兼 ジェンダー・環境社会配慮審査グループ長
渡辺 泰介	独立行政法人国際協力機構企画・調整部 ジェンダー・ 環境社会配慮審査グループ 環境社会配慮審査チーム長
比嘉 勇也	独立行政法人国際協力機構企画・調整部 ジェンダー・ 環境社会配慮審査グループ 環境社会配慮審査チーム
小島 岳晴	独立行政法人国際協力機構企画・調整部 ジェンダー・ 環境社会配慮審査グループ 環境社会配慮審査チーム

◇◇◇ ◇◇◇ ◇◇◇ ◇◇◇ ◇◇◇ ◇◇◇ ◇◇◇

○作本委員長 それでは、第3回の環境社会配慮審査会、始めたいと思います。JICA兵庫センターの方へお越しの委員の方々にも声が届いているかと思いますけれども、よろしくお願ひいたします。

まず、資料の確認を事務局の方からお願ひしたいと思います。渡辺さん、お願ひします。

○渡辺（泰） それでは、まず資料の確認をさせていただきます。

右上にAC.3-1となっております「第3回環境社会配慮審査会」という資料ですけれども、資料番号、見開きのところから、AC.3-2が4ページ、それから同じくAC.3-2で5ページまでございます。それからAC.3-3が1ページ、AC.3-4が1ページ、それからAC.3-5が2ページ、AC.3-6が2ページございます。

それから、今日、原科先生からお配りいただいた資料が5種類ございまして、今日頂いたものですから、会議の途中で原科先生からお話があったときに、JICA兵庫の方には画面上で出させていただきます。紙の方は追って委員の皆様に郵送させていただきますので、ご了解いただければと思います。

○作本委員長 ありがとうございます。

それでは、最初に原科先生からお話をいただきたいと思いますが、原科先生は、皆様ご承知のように、このJICA環境社会配慮ガイドラインを作成するに当たりまして、委員長としてずっと務

められておりました。ガイドラインをつくられた後も、フォローアップということですとみてこられております。現在はJICA異議申立審査役をお務めなさっております。そういうことで、原科先生から、環境社会配慮ガイドラインをつくるに当たってどのようなことを目的としまして、どのような背景、経緯で、議論を経てこのガイドラインをつくってきたかということをぜひ皆さん方にご理解願いたいと思いまして、今日、特別にこの機会を設けました。

では、原科先生、どうぞよろしくお願ひします。1時間前後ぐらいで、あと30分ぐらい、意見交換させていただきたいと思います。

○**原科教授** 作本委員長、どうもご紹介ありがとうございました。原科です。どうぞよろしくお願ひします。

今ご紹介いただきましたように、私は環境計画の分野の研究をしておりまして、特に住民参加とか合意形成の研究が中心でございます。環境アセスメントは環境計画という大きな枠の中で位置づけておりまして、そういうことで環境アセスメントの研究もずっとやってまいりました。JICAの環境社会ガイドラインという場合には、具体的な手段としてアセスメントというのが中心的になるかと思っております。そんなことで、このガイドライン作成の研究会、それからフォローアップ委員会、それぞれおつき合いさせていただきました。

そこで、今日、資料を用意いたしましたけれども、1時間程度ということですので、アセスメントは本来どんなものであるか、これはもう皆さんおわかりかとは思いますけれども、一応確認させていただいて、その上で、JICAのガイドラインがどうなっているかということをお話ししたいと思います。

実は昨日、日曜日にメールでお送りしたのですが、手紙だけ送ってファイルをつけるのを忘れてしまったので、朝届いてなくて、また朝、ファイルを送りました。1枚、片面のコピーで、タイトルは「JICAの環境社会配慮」と書いてございます。

4つの点でお話ししたいと思います。最初は環境アセスメントの本質とは何かということをもう一回確認したいと。それから戦略的環境アセスメント、これはJICAのガイドラインで新しく導入されておりますので、それも少しお話しできればと思います。それからJICAのガイドラインの特徴ですね。そして、なぜこういうガイドラインができたか。この部分はこれからアセスのあり方ともかかわりますので、そういうことで、こんなお話をしたいと思っております。

まず「環境アセスメントの本質」ということで、これはもう皆さんおわかりかと思いますからむしろ再確認みたいなことですけれども、私は、環境アセスメントの研究をするとともに、いろんな形でそういう考え方を皆さんにお伝えするようなことをしてまいりまして、『環境アセス

メント』という本がございますが、これは放送大学で10年間この番組を担当してきました。改訂版と書いてありますのは、10年間の途中で番組をつくり直しました。その理由は、日本で環境影響評価法ができたからなのです。環境影響評価法は1997年にできましたけれども、99年から全面施行されております。ということで、2000年からこの改訂版を使っております。放送は去年の3月で終わったのですが、本はまだ少し売れているようとして、この前また増刷したといつていましたので。放送自体は終わっていますけれども、本はまだございます。

こういうことをやっていまして、その環境アセスメント、何かということを考える。これは新聞記事ですが、「環境アセスメントの本質は」と書いてございます。これは「クローズアップひと」という新聞のコーナーに紹介してくれた時のものですが、「意思決定過程の透明化」と書いてあります。これが一番大事なことだと思っております。環境アセスメントと申しますのは、環境を守るために一つの情報的手段という言い方ができるかと思いますけれども、情報公開をベースにして、情報公開を基本にして環境配慮を行う。これは事業を行う主体、事業者が自主的に環境配慮を行えるようにしたいということですね。

ただ、手続に関しましてはルールがありますから、その手續どおりやることによって、結果的に事業者が環境配慮を進めていくという。これは社会に対して情報公開することによってそういうプロセスを進めようという、こんな考え方の手段です。ですから、いかに情報公開していくかということですが、その中身は、意思決定過程をどこまで透明化できるかということだと思います。そんなことで考えております。

そこで、またちょっと別の本を出しましょう。『AERA Mook』というのがありますけれども、アエラという雑誌から時々単行本みたいのが出ますね。『新版 環境学がわかる』というのが今年の2月に出ました。この中にも実はアセスメントのことを書きました。そこで書いたものが、聞いていただくとわかりますけれども、この「環境アセスメント 繰り返しの意見のフィードバックが実を結ぶ」です。今日はこのコピーを用意しまして、今追加で配りました。

「アセスメントはアワセメント?」、つまり、アセスメントというのは、従来はあまり信用されてなかったと思います。アセスメントをやっても、あまり役に立たないと。「アワセメント」という言い方を私しましたけれども、アワセメントというのは、結果が決まっていて、それに合わせるだけのものではいけないという意味ですけれども、それを番組の中でずっと10年間言ってまいりました。この言い方は結構広まりまして、結果、アワセメントではだめだという言い方がよくされますけれども、これは大変大事なことなのです。つまり、アセスメントをやっても、形だけであってはほとんど意味がないのです。ところが、事業を行う主体は往々にして、事業を実施す

るための一つの通過儀礼といいますか、そうやらなければいけないことになっているからやつたと。しかし、それはアセスメントをやつたけれども、その結果を事業の意思決定にはほとんど反映しないということが多かったと思います。それでは全く意味がない。

環境アセスメントというのは、本来は環境影響を配慮して、それに対する対策をきちんと示して、その対策を実際に講じなければいけないということで、対策をしっかりと考へること、そしてそれを実行することですが、その対策をしっかりと考へないで、大体もう大丈夫だという形が多かったです。ですから、アセスメントではだめだということを申し上げたいと思います。

じゃどうしたらいいかということで、そこで出てまいりますのが、科学的で、合理的で、そして社会的に公正な判断をするということだと思います。

そこで、時間の制約を考えまして、今日はパワーポイントを用意しましたので、あとはパワーポイントをご覧いただきながらお話ししたいと思います。環境アセスメントとは何かということです。

(パワーポイント「環境と共生のための手段 環境アセスメントとは?」説明)

「環境との共生のための手段」として環境アセスメントを私は考へておりまして、そんなことで用意いたしました。

「持続可能な社会の形成」。これは当然のことと言われておりますけれども、その中身を考えますと、いろいろあると思います。環境だと、経済とか、社会、いろいろ言われますけれども、まず持続可能性 (Sustainability) ということがございます。これを考へると、1つは環境ということになります。私は、環境、経済、社会といいますけれども、何といっても環境が基本だと思います。Environment Sustainability が最初で、さらに経済。環境がしっかりとこそ経済活動もできる。そして社会が持続可能になると、こんなふうに考へています。これは大変重要なところでございまして、環境がベースだということなのです。環境という器の中で人間活動は行っているのだということでございます。

これは「世界の大都市の人口密度比較」ということで、実は写真を用意したのですが、後で時間があればご覧いただきますが、とにかく東京の密度はすごく高いです。人口密度、ここでごらんのように、1ヘクタール130名。これは東京23区、都心部の密度ですが、ニューヨークよりも実は2割も高い。都市圏全体では、東京圏は3,300万人、ニューヨーク圏は1,700万人ですから、都市圏ではもっと高いですね。ということで、ほかのロンドン、パリと比べても随分高い

ことがわかります。ただ、この数字だけみたのではピンと来ないので、本当は土地利用の写真でも見て頂くといいのですが、時間があればご覧いただきますが、今日はちょっと先へいきます。

そこで、こんなことになります。つまり、東京の様々な都市問題は、開発行為がどんどん累積していった結果なのですね。左側が都市の活動で、右が環境ですが、このバランスをどうとるかということが大きな問題です。そこで大事なことは、「人間活動を管理する」という概念です。「成長管理」といいますけれども、これがなければいけないと思います。特に先進国においてはそういうことが必要ですが、途上国におきましても、これから開発行為の中で常にこういう観念がないと適正な開発にならないと思います。

これは『Built Environment』という雑誌なのですが、この雑誌、2001年、3年前に、特集号を組みまして、これは私がゲストエディターで編集して、日本の専門家、皆さんに書いていただいたものです。ロンドン大学からこの本が出ていまして、実はこの表紙の写真は、ロンドン大学の人、つまり、イギリス人が選んだのです。イギリス人の感覚からいうと、これはなかなかいい事例だったわけですね。

どういう事例かといいますと、この写真は、ご覧の様に、大都市の真ん中、下の点々は渡り鳥ですが、干潟ということがわかりますね。つまり、大都市の真ん中に干潟が残った。これは環境アセスメントの結果なのですが、これはなかなかすごいじゃないかというわけです。具体的にはこの場所は名古屋港です。名古屋港に残されました貴重な干潟、藤前干潟ですけれども、この干潟が残ったということがなかなか大したものだというわけですね。これはアセスメントの結果です。ですから、環境アセスメントを適正にやれば、アワセメントではなくて、本当に環境配慮した意思決定ができます。

具体的にいいますと、この場合には、アセスメントの結果、いろんなプロセスがありましたけれども、アセスメントが大きな役割を果たし、この干潟の保全が決まりました。その結果、2002年にはラムサール条約の登録地になりましたから、国際的にも高く評価された干潟であることが明らかになったわけです。そういうことで、アセスメントは本来はこのような機能を果たすのです。日本におけるアセスメント、多くの場合はそうではなかったのですけれども、本来こういうものだとお考えいただけると思います。

日本の環境アセスメントの歴史を思い切り簡単に書きました。詳しくは私の本とかを読んでいただくとわかりますけれども、思い切り簡単に書くとこんなふうになります。1972年、ストックホルム、国連人間環境会議がございましたけれども、その場で、日本政府の代表がアセス制度の導入を宣言しております。そして、国レベルでアセス制度導入の準備が始まって、あるいは自治

体でアセスの条例が作られました。ただ、日本政府の場合には、環境庁はこの準備を一生懸命やったのですが、事業を所管する官庁は、そういう国の統一的な手続をつくることにはかなり抵抗を示しまして、事業所管官庁それが個別に対応するから、環境庁は余計なことをいうなというような姿勢だったのです。その結果、この法案というのはうまくいきませんで、結果的に、1983年には、折角、法案の提案はできましたけれども、審議未了で廃案になってしまったのです。

ただ、そんなプロセスがございましたので、日本の国民の大多数はしっかりとした法的な制度が必要だと要求はしておりました。世論調査の結果、そう出ております。ということで、閣議アセスという形で、行政主導ですけれども、こういう仕組みができました。しかし、行政主導ですからあまり効き目ありません。ということで、ルールとしては、効力がないものですから、まさにアワセメントということになってしまったのですね。

その後、93年に環境基本法ができまして、この基本法の中で環境影響評価制度の推進が謳われましたので、97年には環境影響評価法が制定されました。99年にこれが全面施行になっております。先ほどの藤前干潟の保全は、この99年の1月に実現しております。環境影響評価法はこの6月に全面施行になりましたので、ちょうど新しい仕組みのアセスメントがスタートしたころに藤前干潟保全ということが生じたわけです。その意味では、これは一つの環境政策の大きな転換を示すようなポイントだと思っております。

それが2000年代に入りまして、埼玉県で戦略的環境影響評価(SEA)要綱がつくられました。これは自治体で初めての制度なのですが、それから昨年、JICAも改定ガイドラインにSEAの考え方を導入しております。ということで、今世紀になってからSEAということが大分、日本でも具体的なものになってまいりました。

そんな歴史ですが、世界のアセスメントのスタートはNEPA(国家環境政策法)です。これは1969年の12月に法案がアメリカの議会を通過しておりますが、70年の1月1日から実際にこれが施行されております。その中で実は sustainable development という考え方があなたがもう出ておりましたので、アメリカの人に言わせると、sustainable development は最近言っているようだけれども、もともと NEPA に入っているのだと、こんな言い方になります。どんな表現かといいますと、'which will encourage productive and enjoyable harmony between man and his environment'、これを訳しますと、「人間と環境との間の、生産的で快適な調和を促進する」というふうになります。つまり、人間と環境とのうまい折り合いをつけるという、そんなところがポイントだということです。そのためにアセスメントを行うということですね。

ということで、sustainable development という考え方のもともとのアイデアはもうNEPAに現

れているのだということだと思います。そんなこともございまして、sustainable development のための基本的な手段として、環境アセスメントが今世界中で行われております。今、世界の 110 以上の国がアセスメント制度を運用しておりますし、そういった国々から、国際学会にもメンバーが入っております。

「環境アセスメントの本来の役割」をそんなことで考えますと、「持続可能な発展の主要な手段」ですから、環境に著しい影響を与える人間活動を管理する、こんなことだと思います。どういうことかといいますと、アセスメントの結果を事業の計画の意思決定に反映させなければいけないのです。まず大事なことは、その事業が必要かどうか、必要性の判断が必要です。それからもう一つは、ある地区にいろんな事業が累積された場合には累積的影響の除去、こういったことまで考えないと sustainability にはつながらないです。ということで、アセスメントは本来そういう目的ですから、それを実現するものでなければいけないですね。

そのために、アセスメントの方法論的な基礎は何があるかです。私はここでは、合理的で、社会的に公正な判断を助けるためにと考えていますので、合理性のためにはシステム分析、そして社会的公正のためにはプロセスデザインが必要で、透明な手続をデザインするということになります。

これをちょっと分けてお話ししますと、「環境アセスメントの要件」ですけれども、「合理的で公正な意思決定」を支える。まず「合理的」のためには科学性ということになります。この科学性、科学的な判断のために、システム分析の方法が適用されております。これが 1 つです。2 つ目は、「公正な」ということです。公正なということは、民主主義社会では民主性ということになりますけれども、それは住民参加ということですが、住民参加と、その前提としての情報公開。住民参加と情報公開がそろわないと公正なことはなかなかできないと思います。この 2 つ、合理的で公正というのが基本なのですが、このために、これだけを追求しますと、どうしても時間がかかります。そこでもう一つあります。「効率性」ですね。こういうこと、最初の 2 つが目的なのですが、同時に効率性も考えなければいけないということで、コミュニケーションのための効率的な方法をどうやって作っていったらいいかということになります。

まず科学性のことですが、システム分析の適用ということですが、環境に影響を与える事業の意思決定者は、公共である場合も民間である場合もあります。例えばアセス法の場合には、高速道路が公共事業の対象です。ダム、埋立事業、それから民間は発電所、これは電力会社です。それから新幹線、JR とか。都市開発の場合には、アセス法の場合には直接対象になりませんが、宅地造成とか大規模な区画整理、そういったものが対象になります。一部関連するという意味で、

こういったものが対象になります。あと、自治体では大規模建築物が対象になるものもありますし、いろんなものが対象になってまいります。いずれにしても、事業の意思決定者に環境配慮してもらうということです。

そこで、そのためには、環境影響を緩和するための多様な案を比較検討する、これがポイントなのです。つまり、事業者が行いたい原案とその代替案——代替案というのは環境影響を緩和するための代替案、これを比較検討する。これが一番のポイントです。この枠組みがなかったらアセスメントといえないと私は思っています。

意思決定者が環境配慮という点から最適な案を選択するための支援をする。その具体的方法論が先ほど申し上げたシステム分析の適用です。システム分析におきましては、代替案の比較検討はその核心ということですから、アセスメントもそのようになっておりまして、NEPAの運営の中では、はつきりとそのようなことが書かれております。

「システム分析の構造」を思い切り簡単に書きました。これも詳しくは私のテキストとか読んでいただければよろしいのですが、言いたいことは、要するに、まず何といつても目的があります。そして代替案の比較検討となりますけれども、評価して、いいか悪いかチェックするのです。それで、もし具合が悪ければもう一回フィードバックしていく。このフィードバックを何度も行う、これが大変大事なのです。最適案選択というのはフィードバックするということです。繰り返しの検討ということはシステム分析の要点でございます。実際にアセスメントのプロセスも実はこのシステム分析の構造に沿った形になっております。

もう一つは民主性の問題です。アセスメントは、そのプロセスというのをコミュニケーションのプロセスと考えていいと思いますが、事業者とパブリック、公衆、あるいは住民といつていいと思います。その相互のコミュニケーションなのです。このコミュニケーション、文書をベースにして行います。例えば最初の方法書段階では、方法書という文書が公表されて、それに対して意見書という、意見を求められます。事業者は意見に答えまして、方法書の中身を手直します。その結果、方法が確定しますと、今度はアセス調査を行う。両方が終わった段階で準備書を出しますから、大分タイミングがおくれますけれども、準備書で答える、フィードバックするわけです。その準備書をまた公表して、意見をもらうのですね。合計2回目のフィードバックが入ります。この繰り返しを行なうわけです。そういうことで、この繰り返しの検討ということがこんな形で実現されます。

その場合に、どんなふうに意見に答えていくかということですが、ここで参加の問題が出てまいります。つまり、きちんと答えることをやっているかどうかなのですね。これに関しましては、

住民参加の研究分野で随分昔からいろいろ議論ございますけれども、古典的な例として、有名な例ですが、都市計画の分野で Arnstein という人が、ちょうどアメリカのアセスメントの法律ができた頃に住民参加の段階に関する論文を書きまして、彼女は8段のはしごで示し、それを大きく3つの段階で分けました。

数字の少ない方がレベルが低いのですが、(1)や(2)は nonparticipation です。Manipulation とか Therapy は nonparticipation。(3)(4)(5)は Informing, Consultation, Placation で、これらは tokenism、話をすると。それから(6)(7)(8)は citizen power になります。ご覧のように(5)から(6)はギャップが大きいですね。これは本当だろうかとなりますけれども、そこで私は、その後、いや、そうではないということで、こんなふうに整理しました。

これは数年前に整理して、大体こういう整理で議論しておりますけれども、一番低いのは情報提供。nonparticipation は話になりませんから、もう対象外。まず少なくとも話をしようということで、Informing ですね。2番目が意見聴取、Consultation です。3番目、4番目が応答ですが、3番目は形だけの応答。括弧で書いたのは、さっきの Arnstein の言い方にありますが、Placation という言い方をしています。懐柔策みたいなことですが、形だけ応答する。一応答えたと。

大事なのは、4番の意味ある応答です。つまり、形だけの応答ではなくて、meaningful reply、meaningful response。これは大変大事なところで、これが出来るか出来ないかが一番の勝負だと思います。5番目が Partnership で、先ほどと同じですが、ただ、公共事業のような大規模事業の場合、パートナーシップはなかなか難しいです。実際にはパートナーシップというのは権利とともに義務も生じますので、一般の住民等が同じように義務を負ってくれというのはいえないことですから、むしろ公共事業というのはその一人一人ができないから公共が行うので、公共事業の本質からいっても、パートナーシップはそう生じにくいと思います。むしろレベル4までを考えて、レベル4の参加をきちんとやることが大変重要なことだと考えております。

そうしますと、レベル4、意味ある応答、これがどんなふうにして可能かです。これは結局そのやりとりですね。これがどんなふうな議論が展開していったかということですが、「公共空間での議論」という概念が必要だと思います。この公共空間というのはみんながアクセスできる場という意味なのです。読者の広場という言い方と同じように、抽象的な場です。これは議論する場にみんなアクセスできる。それが公共空間ということになりますが、その「公共空間での議論」によって実現します。

アセスメントはどうなのか。実はアセスメントのプロセス自体が公共空間での議論を実現する

ものだと考えております。つまり、文書をベースにして情報提供しまして、それに対して答えますね。意見を出して、意見に答える。つまり、やりとりがあるわけです。ただ、そのプロセスというのは大変緩慢ではございますけれども、そのプロセスにおきまして、フィードバック、議論という格好になるわけです。ですから、本質は公共空間での議論、みんながアクセスできる場で議論していくのだと思います。実際、文書のフィードバックだけでは十分な議論ができない場合がございますので、それを補完するものとして、例えば説明会を行って質問に答えるとか、あるいは自治体の制度では公聴会もございますので、公聴会で意見を出してもらうとか。

この公聴会も、日本の公聴会のほとんどは意見を言いつ放しなのですが、中には繰り返しのやりとりをして議論ができるような形のものも、少ないですがございます。そういう会議の場も使って補完的に意見のやりとりをします。きっちと確認するためにやはり文書で作ったものを公表して、そして公表されたものにまた意見を出して、その意見にまた答える、こんなふうに進んでまいります。

環境影響評価法に基づくプロセスも、整理しますとこんなふうになります。昔の閣議アセスのプロセスはこんなふうですね。準備書段階から始まっておりました。ですから、この場合には、準備書を公表して、意見書を出します。説明会も、会議をやります。このプロセスで1回しかフィードバックがないのですね。これでは不十分でしょう。1回だけだったら形だけの応答で終わってしまいます。1回答えておしまいです。これではだめなのです。大事なことは繰り返し議論するということで、アセス法ではどうなったか。

こうなりました。前に方法書段階が入ったのですね。方法書段階で意見を出しますから、2回のフィードバックができます。そうしますと、事業者は、1回目のレスポンスあるけれども、2回目にもまた質問が来ますということで、これは話が変わります。2回以上あるというのが大変重要なことなのですね。実は、皆さんご存じのように、世界銀行の求める環境アセスメントは2回のパブリックコンサルテーションを求めております。まさにこのことなのです。1回だけでは十分なレスポンスできない可能性がありますので、最低2回やれば、その間に、1回目はだめでも2回目でということになりますので、意味ある応答が生まれる可能性があるということです。方法書段階、英語ではスコーピングのステージといいますけれども、それと準備書、ドラフト、インパクトレポート、あるいはインパクトステートメントの段階。日本語ではそれぞれ方法書、準備書といいますが、こういった2つの段階でのフィードバックができる。これは最小限のことだと思います。

そこで、今のコミュニケーションプロセスということから、こういった手続を比較しますと、

こんなふうになります。この3つのフローチャート、左側が閣議アセスのものです。今ご覧頂いた準備書段階から始まりましたから、この網掛けしたところが参加の機会ですが、1回しかございませんでした。環境影響評価法では、方法書段階、準備書段階、2回網掛けがあります。参加の機会が2回ありますので、1回だけではないので、意味ある応答が生まれる可能性がある。可能性があるというだけですが。運用次第ですから。

それから右端はNEPAの方法です。NEPAもやはりスコーピング段階と、それからドラフトEIS、準備書段階が2つの大変重要なところなので大きな網をかけましたけれども、実はNEPAの場合にはスクリーニング段階でも参加の機会があります。それからファイナルEIS、評価書段階でも参加の機会があるのですね。ということで、NEPAの場合にはさらに丁寧なフィードバックプロセスになっております。これだけ丁寧にやりますと、NEPAのもとではきちんとした対応をしないと後でえらいことになる、こういうわけですね。これだけ違うわけですよ。

ただ、1か2はえらい違いがございまして、実は2回フィードバックする、真ん中のアセス法のような形が世界の標準的な形になっております。世界銀行も、さっきお話ししたように、2回、方法書段階、準備書段階に相当するところでフィードバックすることを求めておりますから、これは世界の標準だと思います。ですから、日本のアセスの仕組みも、環境影響評価法ができたことによってようやく国際的な水準になったのかなあといえるかと思います。

以上まとめますと、「環境アセスメントによる公共空間での議論」ということは、環境アセスメントは、1つは文書ベースが情報のやりとりのベースですが、それを補完するものとして会議形式のものも使っております。具体的には説明会とか公聴会、あるいは最近では意見公開会という言い方をしておりまして、相互にディスカッションできる場を作ることもあります。そういうコミュニケーションプロセスですね。あくまでも文書がベースとなっている方法だといっていいと思います。

今のことでもう一回おさらいしますと、文書と会議の組み合わせ、公共空間での議論を行うということになります。十分なフィードバックや意味ある応答をすることが大変大事だということあります。

ここまでずっとアセス法の話を申し上げたのですが、アセス法でないものが、実は自治体のものではございまして、これをちょっとお話ししておきます。

まず、自治体の制度にはある審査会というのはどういう機能を果たすかということをお話ししたいと思いますが、自治体の制度、日本には47の都道府県と13の政令市すべてに今アセスの条例があります。10年前には4つの自治体しかなかったですから、この10年間、えらく変わりま

した。これも環境影響評価法ができたおかげなのですが、今では国のレベルで一つの仕組み、アセス法、それから各自治体に条例が、これも法的な制度としてあります。ということで、日本の仕組みはかなりきちっとでき上がっております。

例えば、私は神奈川県の審査会のメンバーですが、神奈川県のプロセスは、実際、アセス法をつくるときの一つのモデルになったものですが、この場合には、実施計画書が図の左にあります。これが方法書に相当します。それから次の2つ目の評価書案、これが準備書に相当します。それから右端の評価書は評価書です。もう1つ、見解書があります。これは実は公表する文書がもう一つ多いわけです。つまり、評価書案から評価書にいく前に一回フィードバックして、だから、フィードバックをもう一回増やしたのですね。ということで、丁寧なフィードバックができるようになっています。

それから公聴会と、見解書の次に書いています。右から2つ目の矢印のところです。これもフィードバックですね。きちんと会議によって議論できるようにするということです。アセス法では公聴会の規定がございませんので、この部分も丁寧にやっております。それから上に審査書があります。方法書段階では審査意見書といいまして、それから評価書案段階では審査書になりますけれども、この部分で審査会が関与します。つまり、こういったことですね。十分なフィードバックをやっていくわけですが、そのプロセスで十分にいろんな意見に答えたのか、あるいは事業者が適切な代替案を十分考えたか、予測評価をしっかりとやったかということを逐一チェックするわけです。そこで、この審査会が関与することによって、このプロセスをきちんとしたものにしていくわけですね。実はアセス法の場合には、この審査会というのはございません。

何でないのか。アセス法の場合には国のレベルなので、環境省が審査をします。環境省は環境サイドから事業官庁に対して意見を言う立場なので、環境省の内部で審査するので、審査会は要らないということですが、果たしてそれでいいのか。私は大いに疑問があります。環境省自体も、実は廃棄物処理施設なんか、環境省の所管ですから、事業も行うわけですから、ちょっとその理屈は通らないのではないかという感じもいたします。本当は、審査会は国の段階でもあった方がよいと思います。

実際に他の国では、オランダなどは環境影響評価委員会といいまして、政府機関から独立した第三者的な機関をつくりまして、そこでしっかりと審査しておりますので、そんな仕組みの方が私はよりよいのではないかと思います。今のところでは、国のレベルでは審査会がございませんけれども、自治体ではすべての自治体が審査会をもっております。

JICAの場合にも審査会あるのはそういうことなのですね。JICAの場合は、審査室で、業務で基

本的に審査されますけれども、大規模事業とか影響が大きそうなものは審査会で第三者の意見をいただくという、これは大変大事なところなのです。審査の客観性を高める、確保するというのには大変重要な意味があると思います。

もう一つ、東京都のプロセス。これも同じように、沢山矢印がありますね。ということは、アセス法におけるプロセスよりも随分丁寧なコミュニケーションをやっていることがこれで一目でわかりますけれども、この場合にもいろんな文書が作成されます。東京都の場合はさらに公表される文書が多くて、5つあります。左端の調査計画書、これが方法書です。方法書に対して意見を、通常はこの評価書案、準備書段階で回答するのですが、その前に見解書を出してしまいますね。ですから、方法を確定した段階でもうオープンにしてしまう。それからアセスの調査をやって評価書案、準備書ですね。またさっきの見解書を出す。評価書。5回も文書を公表します。ということは、それだけのフィードバック、4回フィードバックするような格好になりますが、こんなことになっております。

それから公聴会に相当するものは、「都民の意見を聞く会」という表現になっております。これは言い方を変えているのは意味がありまして、通常の公聴会よりももっと積極的に行う。この場合には審査会の委員がこの公聴会相当のところに出席しまして、審査会の委員が直接皆さんの意見を質疑応答する、こんなことなのです。ですから、より積極的にフィードバックする、そういう仕組みになりました。ですから、公聴会という言い方はしてない。「都民の意見を聞く会」とわざわざ書いているのですね。

それから審査意見書、これが審査会の意見です。ということで、審査会が関与しております。審査会の関与が厚くなっておりますので、こんな工夫もございます。ですから、環境影響評価法のもとでは、十分ではありませんが、自治体によりましては、このように丁寧な仕組みをもっているところがだんだんふえてまいりました。

これはちょっと飛ばしましょう。環境アセスメント、まだお話ししたいことがいっぱいござりますけれども、時間のこともございますので、私の話はここは一区切りつけましょう。

次に、JICAのプロセスはどうかということをお話ししたいと思います。ちょっと画面を切り替えます。

話を変える時に少し気分転換で写真をみていただきましょう。土地利用比較です。これは私が撮ったものですけれども、これが東京とニューヨークの土地利用です。左側は東京、右がニューヨークです。これは東京の霞ヶ関のあたりです。結構大きなビルがあります。ニューヨークはエ

ンパイアステートやたくさんビルがございますが、都心部は高層ビルがたくさん立ち並んでいるわけですね。これが都心から 10 キロです。実は 10 キロ離れるところに違うのです。東京は世田谷区の明大前のあたりです。随分まだ立て込んでいますけれども、ニューヨークは緑が多いでしょう。これだけ違います。つまり、ニューヨークは土地利用のコントロールが相当効いているのです。10 キロでこうですが、20 キロ圏になるとさらに差がはっきりします。東京は調布のあたりですが、まだこんな状況ですね。ニューヨークは森の中に家が点在している、こんな事情です。さつき申し上げたデータの意味はそういうことでございます。

(パワーポイント「JICA 環境社会配慮ガイドライン改定委員会提言内容の概要」説明)

次に JICA の環境社会配慮ガイドラインの中身をお話しします。これは昨年の 4 月から施行になりましたけれども、3 月までかけてガイドラインを JICA の担当の方が作られたわけですが、その前、2003 年の 9 月に我々の改定委員会というところで提言を行いました、その提言に沿ってガイドラインを作っていました。その後は改定委員会のフォローアップ委員会でやりとりをして、提言の中身を実現していただきました。その提言の中身に沿って作って頂くということで、これは一種の説明のために作った資料です。2003 年 10 月に、JICA のご担当の皆さん、職員の皆さんにお話しした時の資料です。これを使ってお話ししたいと思います。

この中身、どうなっているか。まず「ODA 事業における JICA の役割」ということを確認させていただきました。「JICA の環境社会配慮における役割」というのは、「相手国政府による環境社会配慮の確認と支援」ということですけれども、適切な意思決定を行うこと、そして外務省へ意見を提出するということになります。こここのところは大変大事なことでございまして、JICA が独立行政法人になりましたので、行政を一歩外から、特にこの場合、外務省という行政に対して意見を出していくということになります。

それから「協力事業の意思決定」ということでは、要請確認とか、準備、実施・監督、評価の各段階におきまして、「環境社会配慮を踏まえて意思決定」する。そんなことですが、「JICA の責任」は、あくまでも相手国政府を支援することですから、赤で強調しましたけれども、「必要な支援、確認及び意思決定を適切に行う責任を有する」ということになります。

改定委員会は、平成で書いてございますが、2003 年 9 月に提言を提出しました。委員会メンバーは多様な構成でございまして、大学関係者、作本委員長も私もメンバーで、数名、大学関係、それから N G O 、民間の団体、関係府省といった多様な立場の委員から構成しております。それ

から松本さんもNGO代表で参加しておられます。

この間、平成14年、2002年12月から2003年9月まで10ヶ月間に計19回開催しています。月平均2回ですから、かなりハードなスケジュールだったのですが、この間、JICAのご担当の方も大変努力されて、必要な資料は十分用意していただいたので、議論も十分できたと思います。

委員会の透明性が大変大事だということで、これには私の参加のモデルがありまして、その考え方で進めたわけですが、会議はすべて一般に公開しました。会議の当日に参加者が傍聴されるだけでなく、発言も出来ました。つまり、適宜、委員以外の方にも情報提供を促したわけでございます。

それから会議の資料と議論はすべてウェブサイト上に公開してございます。ですから、だれでも、どんな議論があったか、どんな資料が使われたかがわかる、そういう透明なプロセスをとっています。

「提言の構成」、これは説明の時に使いましたが、1から6までありますが、7が一番大事ですね。「ガイドラインの構成と内容」。7のところでお話ししたいと思います。

「ガイドラインの対象スキーム」、実はこれは研究会の最初に、JICAはどんなことをやっているかという整理から始まりました。JICAは大変大きな組織ですので、全体像はなかなかみえにくいうものでしたが、大きく分けますと、開発調査、無償資金協力、技術協力プロジェクト、3つあるということをまず確認いたしました。それについて、特殊性がございますので、統一的なガイドラインをそもそもつくれるのかという議論から始まりまして、結果的には統一的なものを作ったわけでございますが、そういう3つのスキームが対象になります。各段階で適宜・適切な環境社会配慮を実施するということでスタートしております。

そのためには、まずどんなふうに環境社会配慮を行うかという時に、環境アセスメント一般にそうですが、環境影響が著しいものが特に重要ですから、影響の程度によってその対応の仕方も変わらざるを得ないということで、そのためにスクリーニングを行います。つまり、事業自体による環境と社会への影響の大きさ、それから立地場所の影響の受けやすさ、結果的にどんな影響が起るか、インパクトです。これに応じて事業をA、B、Cの3つのカテゴリーに分類するということを行います。これがスクリーニングです。

これはもう皆さんご存じのとおりで、A、B、Cと分けております。それぞれのカテゴリーに応じて適切な環境配慮を実施するわけですが、これはこの審査会でずっとやってきてることで、あまり詳しくいう必要はないと思いますが、特にカテゴリーA、大きな影響あるものはしっかりとアセスをやるということですね。

フローチャートを示しますとこんなふうになります。この左側のカテゴリーAのルートというのは通常のアセスメントのプロセスに大体対応するような丁寧なチェックをする。カテゴリーBはそれよりも簡易、簡単な形でいいということです。Cは特にそういったことをしなくてもいいということでございます。

「JICAの環境社会配慮の基本方針」、大変大事なことだと思いますが、「幅広い、配慮対象のスコープ」「早期段階からの環境配慮の確保」「協力事業完了以降のフォローアップ」「事業実施における説明責任」「ステークホルダーの参加」「情報公開」「内部の実施体制」の強化、この7つの点でございます。順に申し上げましょう。

重要事項1、「幅広い、配慮対象のスコープ」です。対象範囲はアセスメントの対象範囲ですが、通常いわれております環境項目ですと、大気環境とか水とか土壤、廃棄物ですね。しかし、それだけではなくて、その事業によるインパクトという概念ですから、通常の日本で行っている環境アセスメントよりも広い概念です。ですから、事故に対する対応、水利用とともにあります。また、生態系は国内のアセスメントでも対象になります。それから生物相。そういったものを通じた人間の健康と安全への影響、自然環境への影響です。

社会影響の方も、この下に書いたように、たくさんございます。非自発的移転等の人口移動、雇用や生計手段等の地域経済、土地利用、地域資源利用、社会関係資本、地域の組織、社会インフラ、社会サービス、貧困層、先住民族の問題、被害と便益の分配や開発プロセスにおける公平性、ジェンダー、子供の権利、文化遺産、地域における利害の対立、HIV/AIDS等の感染症。随分ございますが、大変幅広いのです。これは通常、日本のアセスメントの感覚をもってくとだめです。日本のアセス、国内と全然違うのです。日本のアセスメントは、環境庁とか環境省の管轄範囲の項目なのですごく狭くなっているのです。これでは本当にだめなのです。本来はこのように広くしないとまともな判断につながらない。世界はこれなのです。だけど、ようやく国際標準のものでJICAの場合はやっているということになりますが、世界のアセスはこういう考え方です。ということで、まさにそういう新しい展開ですから、国内の感覚をちょっと一回捨て去っていただかないといけないところがございまして、この全体でどうなのかという判断をするということになります。

2番目。さらに「早期段階からの環境配慮の確保」。これも大事な点でございます。つまり、協力案件の準備形成段階、マスターplanなどの開発計画というところです。ですから、これはいってみれば事業よりも上位の計画、あるいは上位計画とか総合計画、さらには政策段階にもかかわるような、そういう早い段階、これは戦略的に意思決定するという意味で、戦略的意意思決定の

段階で環境配慮するということで、戦略的環境アセスメントという言い方をしております。Strategic Environmental Assessment (SEA) ですが、この考え方を導入しないといけないということになります。

ですから、計画または政策段階での環境アセスメントということになりますが、これを JICA では導入することを決めました。事業段階の通常のアセスメントでは最小限の環境防衛にとどまる場合が多いですね。つまり、環境保全のためにとれる選択肢の幅が大変狭くなっています。それではまずいわけです。それから 2 つ目は事業の必要性についてですが、この必要性については、上位の意思決定、上位段階で意思決定しておりますから、通常のアセスメントでは、もう必要だということで始まりますが、そうではなくて、必要性自体を問い合わせ。社会的に合理的で公正なプロセスで判断する必要性がございます。それから 3 つ目は複数事業による累積的、あるいは複合的な影響の把握と回避。こういった 3 つの点がございまして、そのためには SEA、戦略的環境アセスメントの考え方を使わないとだめだということになります。

3 番目は「協力事業完了以降のフォローアップ」でございます。国際協力ということで、事業をつくる段階の支援だけではなく、その後も大事だということです。協力事業完了後でも、必要に応じて、一定期間、環境社会配慮が確実に実施されるよう、相手国政府に対して働きかけ、必要に応じて協力事業によって支援も行います。そういうフォローアップをしっかりとやりましょうということです。もう一つは結果の公開ですね。フォローアップするということは、きちんとしたコミュニケーションも必要になってまいります。では具体にどうするか。予期せぬ環境・社会影響への対応でございます。事業化後、予期せぬ環境社会影響が生じたなどの場合、問題の把握に努めまして、必要に応じて改めて現地調査を行う。こんなこともこの枠組みに入っております。

重要事項の 4、5、6 番、相互に関連しておりますのでまとめて申し上げます。事業実施者の説明責任、そのためには参加と情報公開が必要ですから、セットになります。事業の各段階での「説明責任」と「透明性」の確保。1 つは、日本国内、相手国政府、ステークホルダーに対する説明責任、透明性の確保ですね。これは相手国政府がしっかりとこのことをやっていただかないといけないのですが、JICA はそれを支援するわけです。この情報公開は JICA 自体がまず国内で情報公開の見本を示すといいますか、JICA は大変積極的に情報公開やっておられますけれども、そういうことで見本を示す。同時に現地でも情報公開をお願いするということになります。

例えば情報公開、ステークホルダーとの協議時に、日英、日本語だけではない、英語でウェブサイト上で公開します。資料は必要なものは現地語でも作成して公開する。こういったことを積極的に進めるということでございます。それから住民、NGO、これは国際 NGO も国内 NGO もあります

けれども、それから研究者、関連政府機関に対する意味のある参加。これは意味ある応答のされる参加ですが、これを促進する。可能な限り早い段階でステークホルダーと協議しまして、さまざまな情報提供を促進し、協力事業に反映させるということになります。

7番です。1から6番のようなことを行うために、実は内部の実施体制も変えました。このガイドライン、研究会の報告が出ましたのが2003年9月ですが、10月からJICAは新しく独立行政法人になりましたので、それに合わせて組織の改編もしてきたということですが、1つは環境社会配慮審査部局を作るということです。これが現在の環境社会配慮審査室になりますけれども、役員レベルの担当者を含むということで、JICAにはきちっとした形でそういう部局を作つて頂くということをお願いしました。これが実現しております。

それから審査諮問機関の設置。これがこの審査会でございますが、これもJICAの審査の実際は審査室で行いますが、重要案件等に関しましては第三者的な機関からの意見をいただくということで、審査の諮問に答える審査諮問機関を設置する。そこで、この審査会ができました。その時に、この審査の客観性を確認するために、議論は公開して、議事録も公表するということをここでいっております。

それから3つ目、異議申し立て制度です。今、申し上げた1番目、2番目は審査というところが対象でございますが、全体で、こういった審査プロセスを経てこのガイドラインのプロセスがきちんと進まなければいけないということです。全体がうまくいく、つまり、ガイドラインがしっかりと遵守できる、それを確保するために、ガイドラインの不遵守に関してはいつでもクレームをつけていただくということで、異議申し立て制度を整備いたしました。実は私は異議申立審査役ということで務めておりますけれども、現在2名の審査役がございますが、異議申立制度もつくりました。

ということで、3つの点を申し上げたのですが、すべて実現していただいております。

以後は、2003年10月に、当時の担当の方、企画・評価部環境・女性課の皆さんと、ではこれからJICAはどうするということをご説明になった部分です。ここでご説明になった部分はほとんど実現しておりますけれども、遵守義務の根拠、どうしてさつきみたいな審査役をつくるかということです。

これは、新しく独立行政法人になったときのルールに従つていうならばこうなって、国際協力機構の業務方法書の中に書いてございます。「機構は、別に定める環境社会配慮のためのガイドラインを指針とし、業務運営を行うものとする」。第28条です。それから2番目が、このJICAの中期計画の中に、「事業実施に当たっては、職員その他の関係者の環境保護及び住民移転等の社会的

影響の回避・最小化に関する意識を高め、環境社会配慮ガイドラインを改定し、環境及び社会に配慮した業務運営に努力する」。こんなことが書かれていますので、こういった2つ業務方法書に関するルールと、それから中期計画、両面からこのガイドラインの遵守が求められているのだということをJICAの皆さんも確認されて、そして今このような形で進めているわけでございます。

こうして、ガイドラインは昨年2004年の3月にできました。それからフォローアップ委員会をつくったのは、さっき申し上げた、研究会で終わるだけでなく、研究会の中身が、改定作業にJICAの皆さんのがガイドラインを作られる時にきちんと引き継いでいただけるようにフォローアップ委員会を作つて頂きました。そういうことで、きちんと継続性が担保されました。

それからパブリックコメントもいただいて、透明にして、このJICAの外部の方からも幅広く意見をいただいております。それに答える形でガイドラインができました。これはご覧の通りで、これは今では過去のことになりますけれども、ほぼこのスケジュールどおりに進んだと思います。3月にはでき上がりまして、4月から施行になりました。こんな次第でございます。

環境アセスメント、どんなことかをまずお話ししましたが、その考え方をベースに、具体的には、今お話ししたようなことでガイドラインができるでありますので、ぜひ本来のアセスメント、しかも国際的に通用するものにしていただきたいと思います。そのためには審査会の機能は大変重要でございまして、審査会が判断することによって、どのようなアセスを行うべきかというのがだんだんわかってまいります。いってみれば、皆さんの審査会の活動がそういった新しい規範をつくることになると思うのです。ということですので、ぜひ今後もそういったことで努めていただきたいと願っております。

どうもありがとうございました。

○作本委員長 原科先生、ありがとうございました。

今、先生の方からこのガイドラインにつきましていろいろお話を伺いましたところです。先生の方から最後におっしゃられたとおり、この審査会の役割はとても重要であるということ、規範づくりということでお話しいただいたわけですが、ぜひご意見、ご質問等があればこの機会にお願いしたいと思います。

○渡辺委員 私はどちらかというと技術面からアセスの実態をやったりしているのですが、いろんな対案とかいろんな案に対して、環境に対していい悪いという判断だけではなくて、実際にはuncertaintyというか、不確実性というのが非常に多くて、これをどう評価するというのが物すごい大きな問題になっていると思うのです。それについてどのようにお考えになるか。

特に、先ほど藤前干潟の例をみせていただいたのですが、あの干潟、確かに5年、10年はもつ

かもしれません、100年、200年、つまり時間のスケールを一体どこまでとった話なのか、これが一番不確実性で大きいと思うのですが、不確実性とそこら辺の時間の問題につきまして、どう対応したらいいのか、お考えをいただければありがたいと思うんですが。

○**原科教授** どうもありがとうございました。不確実性の問題、大変重要なことで、そのとおりなのです。だからこそアセスメントが必要なのです。つまり、確定的でないからなのです。代替案の比較検討はまさに不確実性まで含めて代替案を比較検討しないといけないと思います。ですから、ここまででは確実性の高いというのもと、あるいは、不確実だから、いろんな場合を想定するわけですね。状況が変化してしまいますから。そういうことで、代替案という考え方は、まさにその不確実性があるから、いろんな場合を想定して、どれが確度が高いかということもあわせて考えることだと思います。

○**渡辺委員** そういう意味で、先ほど先生が JICA の指針で重要事項3として挙げられて、フォローアップの中なのですが、最後に「予期せぬ環境・社会影響への対応」ということでちょっと書かれていますが、やってみて、不確実性のために何が起こるかということに対して、ただフォローアップの中でやるのではなくて、むしろこれ自身重要事項として取り上げておかないといけないのではないかと。つまり、事業を始める初期のアセスでは不確実性が大き過ぎて、なかなか判断ができないことがあると思うので、これをもう少し今後はウェイトを大きくして考えた方がいいのではないかと思うのですが、いかがでございましょうか。

○**原科教授** 今おっしゃったことは恐らく事業によると思われども、種類によっては、今おっしゃったようなことがあわせて対応しなければいけないと思います。実際に、日本国内の例ですと、道路事業では常に反対が起こりますけれども、中には合意ができて高速道路をつくった場合、幾つかありますね。あるいは強硬に押し切った場合もありますけれども。常磐高速道路、これは1985年の科学万博、つくばの万博の直前に開通しました。その時は事業者が、とにかく時間が間に合わないと困るということもありますて、相当譲歩した部分がございます。そのときに、今おっしゃったように、やはり不確実性に対する対応も対策の中に含めまして、大気汚染が予想よりも大きかつたらどうするか、騒音が大きかつたらどうするかということも含めて、そのモニタリングもセットで代替案をつくりました。

結果的にどうなったかというと、ちゃんとあとチェックして、実際に大気汚染はそんなにひどくならなかつたので、その当時は。でも20年も前の話ですから、また今は違うと思いますけれども、当時、数年間の間をみますと、大体適切な対応ができたと思いますけれども、そんなことがございました。

それ以外にも幾つか例がございます。今おっしゃったように、不確実なものがある場合には、その分きちつと整理して、それに対する対応もあわせて、そして答えを出していくことが必要だと思います。

どうもありがとうございます。

○平山委員 私の方からは、これまで幾つかの案件を担当というか、みてきた上での感想なわけですけれども、今先生のお話の中で、2ページに「JICAの環境社会配慮の基本方針」ということで7つの重要事項が書いてあります。それに関することですけれども、例えばSEAを入れるとか、幅広い配慮対象のスコープをもたせるとか、これは非常に重要なことだと思います。そしてそのようなアセスが実際にこの審査会でというか、JICAで行われているということを期待して参加したのですけれども、ガイドラインをよく読んでみると、基本方針の中に、「環境影響評価とは、相手国の制度に基づきプロジェクトが与える環境影響や社会影響を評価し、代替案を検討し、」云々と、こう書いてありますし、また具体的な案件の場でも、実際に相手国政府の定めた環境や地域社会に関する法令や基準等が遵守されているかどうかを見るのが、このガイドラインでいう環境影響評価であると説明されていました。

そうすると、一番疑問に思ってしまうのは、例えばSEAというのは非常に進んだ考え方で、現在、環境省でもこれを何とかして取り入れようという状況にあるくらいですけれども、私自身が途上国のしかるべき立場の人といろいろ話をした経験からいっても、環境影響評価に力を入れて、SEAではない段階のものさえも十分力を入れてやろうということを、これは個人ベースのコーヒーブレークのときの話ですけれども、言われた方はなく、余り熱心に取り組もうという姿勢は見られませんでした。

とすると、このガイドラインに書かれている「相手国の制度に基づき」という言葉があると相手国にやる気がない場合には、今先生がおっしゃった重要事項、SEAをはじめとして幾つか立派なことが書いてありますし、本当に大切な事項が列記されていると思うのですけれども、それらが全部、この一言のために画餅に帰してしまっているのではないか。

そして、そのような場合について、ガイドラインは、例えばJICAが、またはコンサルタント会社がどのような役割を果たすべきなのかということについての細かい指示や指針のようなものを書きこんではいない。そのところについて先生は一体どうお考えになっていたのだろうということをちょっとと聞かせていただきたいのですが。

○原科教授 今の点は、おっしゃったとおりのことがございましたので、我々も随分議論しました。それで、JICAはあくまでも相手国が主体ということ、支援するという、こういう位置関係で

すので、なかなかやりにくいので、そのような表現になってしまったのですが。ただ、JICAはJICAとしての規範をもって判断しようということは一方ではありますから、JICAの環境社会配慮というルールのもとでチェックしていくと。それと相手国のプロセスと並行になってしましますので、そこの間の調整をどうしたらいいかということが問題です。そこで、できるだけこの審査会できちつとした第三者的な判断をしていただいて、その専門家の判断からいって、こういうようなことではいけないということを出していただく、それを相手国にぶつけていくようなことになるかと思います。

JICAの新しいルールは、実際は始まったばかりですから、まだ具体的な環境配慮の手続自体、やり方といいますか、以前のものを踏襲している部分があるかと思います。今お話しになったのは、前のお話ではなくて、つい最近のことですか。

○平山委員 基本的にはガイドライン施行前の案件の話ではあったのですけれども、今申し上げた点をJICAの方にも何度もお聞きしたのですが、それに対する答は、やはり基本的には相手国の制度によるという、そういう言い方をされたということです。

○原科教授 JICAの環境社会配慮のルール、そういう回答でよろしいのでしょうか、JICAの担当の方。ちょっと意味が違うのではないかと、私は思いますけれども、どなたか、JICAの担当の方、ご説明下さい。

○渡辺（泰） それでは、JICA、渡辺の方からちょっとご説明させていただきますと、現状はガイドラインに基づいて進めるという中でじゃ具体的にどう考えるかということになるかと思うのですけれども、相手国の環境影響の法制度がある場合、1つは、この法制度は満たしながら、つまり、法制度の手続に従いながらやるということはございますけれども、どちらかというとそれにプラスして、ガイドラインで、相手国の法制度というので、対象のその範囲として、例えば公害とか自然環境だけで、社会面がない場合については、ガイドラインに基づいて社会面も含めて考える。あるいは手続の面につきまして、例えば相手国の制度にステークホルダー協議がない場合はガイドラインに基づいてステークホルダー協議を行うというような形で、具体的に考えれば、相手国の法制度は法制度として満たし、プラス、どちらかというと、こちらのJICAのガイドラインの方が相手国の法制度にないようなものをかなり盛り込んでおりますので、相手国の法制度にプラス、このガイドラインを満たすような手続を入れて実施しているということになろうかと思います。

○原科教授 じゃ私の理解と一緒にですね。私がいうよりも、担当の方がおっしゃったので、間違いないと思います。

○平山委員 今のような質問をした理由というのは、基本的にはコンサルタント会社の方が、こういうふうに書いてあるからここまででいいだろうという、そういう立場をとられたからなのでですが。

○原科教授 文書の読み方が違うのかな。そういうつもりで書いてなかった。どこの記述になりますか？ 今おっしゃったのは具体的に。そのような記述ではなかったと思いますけど。

○平山委員 ガイドラインに2カ所重要なところがあると思うのですが、第1番目は、最初の「定義」の1.3の5のところに、「環境影響評価」とはというくだりがあって、「相手国の制度に基づきプロジェクトが与える環境影響や社会影響を評価し、代替案を検討し、適切な緩和策やモニタリング計画を策定することをいう」とされています。

それからもう一つは、1.5「JICAの責務」の1のところで、「プロジェクトに対する環境社会配慮の主体は相手国政府である」ということを強調された上で、7のところで、「当該国の手続制度に基づく環境影響評価の実施に当たって、技術的支援を行う」と、こういう表現になっているのですが、ここらのところをかなり強めにとった言い方をコンサルタントやJICAの方がされていたということです。

○原科教授 私の説明が悪かったようですね。環境影響評価と環境社会配慮を使い分けています。相手の国のプロセスでやるのが環境影響評価。環境社会配慮はJICAがやることです。環境社会配慮はJICAがやります。ここは環境社会配慮審査会ですから、JICAの環境社会配慮をチェックするのがこの審査会の役割です。向こうでも、相手国でもありますからね。だから並行と申し上げたんですが。向こうでやるプロセスと同じ言い方をすると混同してしまうので、環境影響評価は相手国でやるプロセスを指す。そしてJICAの環境社会配慮に関しては環境社会配慮という言い方をしました。さっき渡辺さんがおっしゃったように、環境社会配慮はもっと広い概念ですから、それに照らしてチェックするというのがJICAの立場です。そういう仕分けです。同じものではないので、それはコンサルタントの方は間違って理解されたと思うんです。

○平山委員 そうしますと、確認ですが、相手国の制度ではほとんどやられていないという場合には、途上国ではそういうことが多いと思うのですが…。

○原科教授 それはJICAとしてはだめだといいます。審査会の判断でだめと、そういうことになります。

○平山委員 わかりました。ありがとうございました。

○原科教授 すみません。説明が足りなくて。その点が随分議論になりました。2つ並行にあるので、言葉がわからなくなっちゃうでしょう。それで環境影響評価という言葉と環境社会配慮と

使い分けしてきました。ですから、環境社会配慮審査会という、ちょっと変な名前ですけど、日本では普通、環境影響評価審査会といいますけれども、わざわざ変えたのは、JICA側の環境社会配慮という言葉を使うことになりました。どうも大事な質問、ありがとうございました。恐らくそれは誤解があると思います。

他にございますか。

○米田 素人で申しわけございません。企画のグループ長をしております米田でございますが、私なんかは、みておりますと目がいくところが、写真で Built Environment という、この干潟のお話が先ほど出ましたが、これは守ることというのは、イギリス人の目からみたら相当関心があるということですね。これは非常に難しいことなのでしょうか。

○原科教授 難しいと思いますよ。ただ、あの名古屋、藤前干潟の事例の場合には結果的にあのようになりましたけれども。でも、大変いいモデルになりました。あの場合には、一般廃棄物の最終処分場です。そうしますと、ごみを出しているのは市民ですから、市民が協力しないと、あの問題は解決しませんね。

ということで、処分場、あそこの干潟を守るためににはごみの減量化をしなきゃいけないんですね。実はそれとあわせて解決策が図られました。その後、6年になりますけど、処分場は、あのときは1~2年でアウトだといったのですが、いまだにもっています。何でもっているかというと、市が嘘をいったというわけではなくて、まず処分場の使い方を、もっと埋まるように詰め込む工夫をしたとか、それからもう一つは、何といっても市民が干潟を守るときに減量化ということをいいましたので、市民の方が、逆に市から呼びかけがあって減量化に協力してくれといわれましてもね。それで地元の市民とか産業界がみんな協力したんです。減量化が進んで、2年間で23%減ったんです。ということで、処分場に入る分が減ってきたということで、最終処分場はいまだにもっていますね。そういうことで、新しいそういうライフスタイルとか、あるいはシステムの変更というのが伴わないとなかなか難しいと思いますが、そういう契機になったと思います。だから、簡単ではないのです。それは日本のいいところかもしれないですね。やるとなるとみんな一生懸命やるということがありますから。

○米田 反対に、途上国ですと、そういうところまでもっていこうと思うと非常に難しいところがあるかもしれませんね。

○原科教授 難しいかと思います。私はその辺あまり詳しくないので、国によっては、そんなことないというのがあるかもしれませんのが、ちょっと私わかりませんけど。

○米田 今の話を伺いしますと、社会配慮じゃないですけれども、人の協力というのか、相当

オーガナイズされないとできないということですね。ありがとうございます。

○満田委員 私、前々から気になっていたのが、JICA が行う環境社会配慮というのはあくまで、相手国の行う環境影響評価制度なりその他の環境社会配慮の確認で、そのための支援でもあると。もちろん、JICA としての意思決定もあるという、若干難しい側面があると思うのですが、その中で相手国がどのように JICA がやった協力を自分のものとしていけるのかが非常にポイントだと思っているのですね。

なぜならば、JICA の後に例えば事業を引き継いで融資をして事業化していくときになって、相手国に対して、EIA はどのようなものですかというふうに聞いたときに、相手国政府がとかくいいがちなのが、JICA に聞いてくれと、あれは JICA がやったんだというようなことがあり得ると思うのです。また、例えば住民移転計画を素晴らしいもの、JICA 協力事業の中でつくって、で、JICA が協力事業を終えて引いた後、一体その住民移転計画がその理念どおりに実施されるかというのがなかなか難しいところがあるような気がしています。

これは JICA のみならず他の国際機関でも同じ悩みがありまして、例えば ADB などが PPTA の中でつくった住民移転計画が果たしてどこまで守られているかというのは、ADB 自身がある調査をしたところ、実は余りちゃんとやられていなかったというところがありますね。ですから、JICA のやっている環境社会配慮がひとりよがりにならずに本当に相手国の事業に受け継がれるためには、先ほども話が出ましたが、しっかりとしたモニタリングなり、あるいは支援といつても、コンサルタント、専門家を派遣して、きれいな報告書をつくるだけではない、何かもっと本質的な支援が必要なのではないかと思っています。

これは先生にお聞きするよりも JICA 側にお聞きするべきことかもしれないんですが、この非常に画期的ともいえるガイドラインをつくって、それが本当に生きるために、こういった支援とセットにしなくてはならないような気がしていまして、そこら辺、一体どのように今まで議論されていたのか、あるいは JICA としてどのように取り組まれるべきなのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○原科教授 今おっしゃったことは大変重要なことで、そういうことがございますので、重要事項3ではそういうような趣旨で一応我々は提言したんです。JICA もそれに答えてくれることになったはずですので、これももう一度お答え願ってよろしいですか。

○渡辺（泰） 特に JICA の協力ではプロジェクトの融資とかは私どもやっておりませんので、事業の計画段階をサポートしているという立場からみれば、実際の事業が行われる段階以降もきちんとした配慮が行われるということは重要だと思っておりますので、そういう意味では、JICA

は相手国のというか、事業実施主体の配慮についての主体性をなるべくもった形でアセスメントを進めるということが重要だと思っております。そういう点で、例えばステークホルダー協議等が、とかく、いろいろな書類や、あるいは説明をJICAの調査団がやるのではなくて、相手側の実施機関にやらせるようにするといったような形での、JICAが協力している間に相手側の能力をなるべく高めるようにするといった努力をしております。それから、一般的な能力向上ということで、EIAについての研修コースを日本で行っておりますので、原科先生にも講義をいただきましたけれども、そういった格好で、途上国の環境省の方々を集めた研修なども行っています。これについてはいろいろ、こういうやり方もあるんじやないかということが多分あると思いますので、また皆さんからご意見をいただければと思っております。

○原科教授 1つはそういうキャパシティビルディングということになりますね。もう一つはモニタリング、事後の監視といいますか、これが極めて重要だと思いますが、その辺の対策、対応といいますか、どう考えておられますか。我々の提言では、結果の公開とか、いろいろ対応してもらいたいということで、それがこのガイドラインにも反映されておりますけれども、具体的な準備はどんなふうに考えてますでしょうか。

○渡辺(泰) モニタリングにつきましては、まず一般論的に、我々の協力につきまして、効果が出ているかといった協力効果を把握するためのモニタリングがございますので、その中で環境社会配慮について何かできれば、また個別に対応するというようなやり方になっております。

あと、実際にプロジェクトが実施されることになると、どちらかというと、例えば融資機関のガイドラインに沿ってという部分がありますので、そういうところはまた必要な補足が出てくればということになろうかと思います。

○原科教授 その場合、融資機関のガイドラインとJICAのガイドラインの整合性を図ることは大変大事だろうとは思います。JICAのガイドラインを作る前にJBICの方でガイドラインを作りましたから。JBICのガイドラインができて、今度はJICAが作ると、こんな段取りだったのです。そのときはJBICと整合するようにJICAの方を作ってきたんですけど、JBICじゃなくて、JICAのガイドラインの方が結果として進んだものになりました。そういう点で考えると、むしろJBICの段階でJICAのガイドラインに合うようにやっていただかないと、今おっしゃったような問題が起こると思います。

ちょっと私のお配りした資料に若干書いておきましたが、特徴をちょっとかいつまんで書きましたので、もう一回、一枚もののレジュメ、今日追加でお渡ししたものをごらんください。裏が白で、片面しかコピーがありませんけれども、「JICAの環境社会配慮」という見出しえです。

4つのポイントがあると申し上げましたが、3つ目ですね。「JICA の環境社会配慮ガイドラインの特徴」と書きました。1つは、参加に対して大変先進的です。これは、先ほど申し上げたように、参加の機会が2回あるのが世界銀行の規定です。スコーピング段階とドラフト EIS ですね。ところが、JICA の場合は、方法書・準備書・評価書、3段階です。方法書段階と準備書、この2つだけではなくて、評価書段階もあるのです。これは3回ですから、より進んでいるのです。世界銀行の方にお話ししたらびっくりしていましたけれども、そういう意味では大変進んだ格好になっております。

それから積極的な情報公開というのは、先ほど申し上げたとおり、JICA 自体がより積極的に行っているだけではなくて、援助先の国内でもできるだけそれを求めて、支援もしていくと。これは大変大きなところでございます。先ほどおっしゃったキャパシティビルディングもこれにかかわってまいりますので、情報公開に関しても、キャパシティビルディングをしていくと。

それから3つ目がSEAの考え方の適用。これはSEAの適用ということをいいたかったのですが、ここでは考え方の適用という表現になっておりますけれども、それはいろんな国の事情がありますから、できるだけ SEA を適用していただきたいと。といってみれば可能なところから適用になりますけれども。しかし、JICAの中では、これ以降、実はSEAの研究会、技法の研究会も行いまして、研究会で具体的な事例の紹介もいただきました。実際にSEAを行った例ももう出ておりますので、そういう意味では、JICA も新しい段階に入ったと思っております。

それから4つ目が運用のための組織改編。これはさっき申し上げたとおりでございます。ですから、参加に関してはかなり、積極的な手続です。JBIC の場合は2回、世銀並みのことを求めておりますので、JICA は3回ですから、違いがございます。むしろ JICA の数字にそろえていただくとか、そのようなこともぜひ JICA から働きかけていただきたいと思います。

○作本委員長 ありがとうございます。

○平野副委員長 今の2ページの重要事項1の「幅広い配慮対象のスコープ」の部分でございますが、以前から私疑問に思っていた点が、幅広い配慮対象がございますと、配慮対象相互で拮抗する場合というのも出てくる可能性があるかなと考えております。その場合にどうやって解決していくかというところで、具体的な事例ですとかグッドプラクティス等がございましたらご紹介いただければありがたいのですが、よろしくお願ひいたします。

○原科教授 今おっしゃったのは、自然環境よりはむしろ社会環境の方で相互に拮抗してくることがあるのではないかということですね。

○平野副委員長 そうですね。この 10 ページに載っておりますような項目間で拮抗してくる場

合も想定できるかと思うんですが、その場合の上手に解決された事例等、もしご存じでしたら…
…。

○原科教授　自然環境の評価項目に関しましては、むしろ独立性がないといけないという考え方
が普通とられますので、多くの場合、そういうことは生じにくいような評価項目を選定しますから、私は聞いたことないですけれども、社会環境に関しては、おっしゃるようなことがあり得る
と思います。ただ、あまり具体例がたくさんないので、これまでのところそれで大きな問題にな
ったのは私は聞いたことないです。ですけど、他の方がご存じかも知れないで、むしろ松本
さん、どうですか。そういうのはありますか。社会環境。

○松本委員　むしろ平野さんが心配されている具体的な想定ケースというのをちょっとお話し
していただけだとわかりやすいのですが。私もイメージがもう一つつかないのですが。

○平野副委員長　私自身もちょっと漠然としているのですが、多分、いろんなニーズというか、
グループの人々が参加していくとなると、それぞれのニーズなり状況、利害が異なってくると思
うので、現実にはそこで同時に目的を達成することや問題の回避をすることが難しくなるよう
なケースというのは出てくるのかと思っています。

○原科教授　理論的にはあり得ると思います。ただ、何でもそうですけれども、我々、選択する
場合には優先順位を常に考えますので、その社会で何が優先するかということを明確にしていく
と、答えが出る可能性は高いと思います。ただ、その優先順位が決めにくい場合があり得ますか
ら、そういうことはあり得ると思います。ただ、それはその段階で決める。

だから、そういう意味では、アセスメントというのは、むしろ私は計画プロセスと連動してい
かないと意味がないと思うんですね。計画プロセスに連動するということだと思います。そうす
ると、計画のときが常にプライオリティを決めて選ぶわけですから、そういう選択のプロセスま
でつなげていかないと、今のような問題は解決できないと思います。ですから、アセスメントは
そういう意味では一つの情報提供ですね。それは計画プロセスの中にどう生かされるかというこ
とだと思うのです。なかなか難しい問題で、どうしたらいいか困ってしまいますけれども、原則
的にはそういう解決策だと思います。

○原嶋委員　1つご質問させていただきたいんですけども、アセスの本質として民主性がある
という話を常々伺っていますけれども、特に国際協力の環境社会配慮の場合に非常に難しいのは、
平野委員とか満田委員がご指摘になったこととも非常に関係があるのですけれども、少なくとも
2つの社会の二重性というのを考慮しなければいけないんです。それは援助する側の社会もある
わけですし、援助を受ける側の社会もあるわけです。少なくともですね。その中でまた細かく、

コミュニティとか、いろいろ考え方方が分かれていますけれども、これは経済的状況とかいろんなことがかなり違う社会の2つの民主性というのを考慮するわけですけれども、一言でご質問させていただくと、我々が仮にこういう環境社会配慮審査会の委員という、第三者的な立場でしょうけれども、諮っていく場合には、単純な質問としては、我々は援助する側の社会の民主性を考えるのか、あるいは援助される側で立場がいろいろ中では分かれていますけれども、大きく2つの選択肢がある場合にはどちらを重視するべきなのか。先ほど平野さんがおっしゃったように、例えば優先順位というのは社会によってかなり違ってきますので、判断がかなり変わってくるだろうと思うんですけど、可能かどうかという現実性は別ですけれども、一応考え方としてどちらを我々は考慮すべきかということについて、どういうお考えなんでしょうか。

○**原科教授** そういう点はもちろん違うんでしょうけれども、どうなんでしょう。基本的にはやはり弱者といいますか、そういう側に立つということだと思いますけど。そういう点では普遍性があるんじゃないかなと思います。多くの場合、その地域文化特有だといいながら、結局、支配者の論理になることが多いと思いますよ。やはり弱者の立場に立てば普遍的なものがあると思います。ですから、こちらのをあまり通すという意味ではありません。本当に被害を受けているのはどなたかということを確認するのが我々の役割だと思いますけど。それで決めるのではないかと思います。

その場合に、大体その情報がコントロールされてしまう。本当の声が伝わらない。それで歪んでくる場合が多いのだと思います。どうでしょうか。この辺は現場でいろいろ苦労してこられた松本さん、どうですか。

○**松本委員** でも、これはガイドラインの議論の、私がぜひお勧めしたいのは、改定委員会の議事録を一度いいから全部通じで読んでいただくことなんですね。議論した者にとっても読むのは大変なんですけれども、しかし、例えば今の質問に関していえば、JICAが国総研で民主化についての研究をされています。ガイドラインの改定委員会で何度も議論されたのは、国総研でいろんな研究がなされているのに、それは実務にどう反映されているのかという結構重大な質問も投げかけられています。先ほどの平野さんの質問であるような社会配慮であるとか、あるいは民主化のことというのは、実は実務レベルでは対応が難しいといいつつも、国総研レベルではいろんな研究をされていて、しかもその内容はとても先進的なんですね。ここにJICAの国総研、市ヶ谷と新宿の間にある大きなギャップを感じるわけですけれども、今の民主化の点についていえば、その研究会の報告書は3つの点があると。

1つは、いわゆる複数政党制であるとか、まさに政治システムにかかわる民主化。それから2つ

目は、こうした活動が住民のためになるような形にしていく、いわゆるガバナンスの部分としての民主化。そして3つ目がそれを有効にするためのインフラ。すなわち、道路がなければ、参加したくても行けない。そういうある程度の社会インフラというのは実は民主化を進めるのには重要であると。この3つが民主化を総体として進めていく。しかし、援助機関としての役割から考えれば、1番目はなかなか難しい。したがって、2番目、あるいはガバナンスであるとか、あるいは民主的なプロセスを促進するための社会インフラの整備というような点を通じて配慮していくということなのだというのがそのときの議論にありましたし、私は、世界銀行と議論していても、このガバナンスという言葉は、民主化という言葉が余りに政治的なために、それに類似しながら、かつ受け入れられるテクニカルなワードとして出てきたのがこのガバナンスだと思いますので、恐らくここでいうのは、かなりガバナンスの範囲というのが改定委員会での議論というふうに私は理解していますが、原科先生はもう少し本質的なところでいつもおっしゃいましたけれども、多分、改定委員会ではかなりそういうぐらいのところまで技術的なワードに落として民主化という議論をしていたと私は理解しています。

○原科教授 どうもありがとうございました。大変大事な点のご質問だったと思います。

○遠藤委員 今までの議論を聞いていまして、私が常々疑問に思っていたことをお尋ねします。先ほどのアメリカの国家環境政策法（NEPA）の思想というのが現在でも引き継がれていると私は理解していますが、一時、開発から環境重視に傾き、最近の論調としては、それがまた振り戻しがあるような感じを受けています。私は、80年代から途上国で開発と環境という問題を議論していましたが、日本の環境アセスメントとか環境エンジニアが育っていない時代に、アメリカに留学し環境を学んできた人達が、少数意見ですけれども、かなり強硬な意見として途上国の中で主流を占めていた時代がありました。

それは、あたかも開発が悪で、環境が正だというような論点で開発を中止させる勢いがありましたが、現在我々としては、環境調査に対して情報公開して、住民も参加して、弱者の立場という言葉が本当にいいのかわかりませんが、どうしたらその国民とか地域に役に立つ開発が進められるのかという立場で議論したいと思っていますが、どちらかというと、現在は、環境重視の流れから国民とか地域社会のための開発へ戻ってきてているのではないかと感じられます。この観点から、NEPAの概念というのがずっとぶれずに引き継いでいるのかどうか、お聞かせ願いたい。

○原科教授 難しいご質問ですね。どうですか。恐らく時代と地域によって変わることと思いますので一概にはいえないと思いますけれども、アメリカの場合にはそんなに動いてないようには思っていたんですけど。ただ、イラク戦争とかみていくと、トータルでどうなのかという感じをも

ちますね。だから、ちょっと矛盾していますね。一概にはいいにくいです。

ただ、日本の場合にはいい方向に移ってきてているんだと、私は、思います。これは個人的、希望的観測かもしれないですが。でも、いい方向に移ってきたと思います。藤前の例もありますし、それから、今、名古屋で愛知万博やっていますが、愛知万博なんかも、最初の計画では、海上の森という里山を、ほとんど大事なところを壊してしまうような話だったんです。それが全部なしになりました。これはアセスが大いに役に立ったんですけど、いろんなプロセスの結果です。そういうのを見ると、問題が明らかになったものに対してはそういう配慮をするようになってきたと思います。

ただ、これは一概にいえないことです。諫早をみても、なかなか話は先にいかないですね。諫早は水門を開放しろと専門家がいっているのに開放しない。だから、いろんなのがありますからちょっと一概にいえないんですが。ただ、その問題に対して国民が関心をもって、世界の世論も動けば、それに対する対応は生まれてくる、そういう状況は今出てきたと思います。昔は海外が何といったって関係ないという感じだったですから。今は、そういう世論が海外からも来ると、それに対応しないといけない。

それは恐らく経済メカニズムとつながっているからだと思います。万博の場合も、あれは環境配慮をきちんとやらないと、万博の開催自体が危なくなっちゃったんです。それは、そういう国際NGOの力が結局消費者の行動に影響したり政府の判断に影響したりして、万博の開催という具体的な事業に影響してしまうのです。そういうフィードバックのメカニズムが働いていたこともあります。いろんな要因が重なっていますから、そのメカニズムが働き出せばバランスをとるような方になると思います。

○作本委員長 私もアジアの方からみでいまして、やっぱり急速に彼らの意識というか、環境寄りのそういう考え方、立場が強くなっているように感じます。ついこの間、中国のアジェンダ21が公式文書の中で開発重視だということを言っていたばかりなのですが、今はもう具体的に次から次へと環境を重視するような動きを示しております。あるいは、例えばインドネシアで今、ニューモントという大きな金鉱山が裁判問題になっていますが、これもやっぱり住民が自発的にそういう問題に対して立ち上がる時期が来たことを意味しております。あとインドなんかでも、今、タージマハールでの最高裁の判例に代表されるように、最高裁がもう環境を守るんだと。日本での60年代と同じように、環境裁判、あるいは公害訴訟というのが社会を変えていくための突破口としても一般的に受け取られているような感じがいたします。

そういう意味では、環境の議論がむしろその次に控えている社会的な貧困問題等に結びついて

いく可能性が、とっても強くなっているのではないかと思います。そういう意味ではすごい大きな変化というのを感じますが、私の方から質問というよりも、先生の2ページのレジュメですが、この中に戦略アセスのことが紹介され、コラムでも入っているのですけれども、いわゆる事業の必要性についてなんです。

事業の必要性、ここでは社会的に合理的、公正のプロセスで判断する必要性ということが書かれております。確かに、私ども、環境社会配慮という一定の任務のもとでは、社会的にこの事業の必要性までさかのぼって議論することは、私には必要と感じるのですが、ただ、案件のすべてというか、ほとんどが途上国に係る案件でありますと、開発と環境じゃありませんが、経済的に本当に必要なかどうか、あるいは経済的にバイブルなのかどうか、そのあたりまでさかのぼってこの審査会というのは場合によっては入っていって議論すべきなのかどうかという点です。是非、そのあたりをご質問したいと思うのですが、いかがでしょうか。

○原科教授 私の希望としてはそうしていただきたいと思いますけれども。ただ、いろんな関係でなかなか制約条件があるんじゃないかなと思いますし、あまり本質的な議論をすると実際の現場では対応が難しいので。希望としてはそうです。おっしゃるとおりだと思いますけれども、ただ、いろんな状況によって必ずしもそれはいかないということもあるので、かなり幅があると思います。だから、そういう面でも不確実な面があるんですね。価値判断の基準をどこに置くかです。

中国が環境対応出したのも、結局大きな経済メカニズムの結果ですね。環境に配慮しないと、中国の企業の活動がしにくいということがあります。だから、去年も、12月に中国では中国政府が主催しまして、第1回のアセスメントの国際フォーラムを開きました。私も行きましたが、その時JICAのガイドラインを説明しましたら、みんなびっくりしました。そんなことで、中国は相当環境に関しては積極的な印象があります。しかし、それですべてではなく、いろんな факторがあると思います。少なくともそういう形でやらないと経済活動にも影響してくるというのは事実としてありますから。そんなことで始まっています。だから、いろんなメカニズムが変わってきた。そうなってくると、さっきおっしゃったようなこともある程度は踏み込めるかもしれないし、そうでないと、なかなかそれはいってもという話もありますから難しいんだと思います。ただ、JICAとしては、そういう規範をしっかりと示していただきたいと思います。

○作本委員長 わかりました。どうもありがとうございました。

ほかの方で、あるいはJICA兵庫センターの方でご質問ある方、どうぞ。

○夏原委員 今の問題なんですけれども、事業の必要性についてどう評価するかについては、これまでにもこの審査会の中で何回か議論があって、なかなか難しいというふうなことだったと思

うんですけども、システムとしてじゃなくて、まずこの審査会の中には、経済的な問題だとか、社会の別の意味での国家とかそういう問題について専門家がもともと含まれていないわけで、直接必要性についてこの中で評価することはできないだろうと思うんですね。JICAの中では当然、専門家とか、JICAの職員の中で事業の必要性について十分議論されていると思うんですけども、その間をつなぐようなシステムというのが現在あるのかどうか、余り具体的なシステムがないと思うんですね。それを何らかの形でつくる必要があるんではないかとは思うんですけども、その辺いかがでしょうか。

○渡辺（泰） 例えは事業の必要性なりにつきましては、どちらかというと、1つは、案件を実施するかどうか、これはJICAではなく、外務省、政府の方で決められておりますけれども、その上でJICAとしてどういうことをすべきか、ということを検討することになろうかと思いますけれども、これにつきましてはメカニズムという格好ではつくっておりませんで、例えば道路のマスタープランをつくるというような調査の場合、あるいは個別の道路のフィージビリティスタディをやる場合につきましても、経済的な分析、あるいは国全体の開発計画との整合、こういったものはチェックをしながら計画を立てていくというようなプロセスをもっております。

○作本委員長 JICAの中に、事業ごとにいわゆる支援チームというのがあるんですね。支援チームというのは恐らく技術的な部分にかなり重点を置いて、これは事業を実施できるということを検討されていると思うんですが、やはり支援チームとおっしゃるからには、そこの中で経済的な側面というのをきちんと吟味していただくということで、私どもがここで全部経済から何から取り上げるという意味ではなくて、今おっしゃられたまさにメカニズムということで、我々、少なくともその経済面で必要性、経済的に必要という点だけは納得できるものを一応受けた上でないと次の社会的側面の議論ができるのではないかと理解しているんです。それは個人的な意見ですが。そういう意味では、メカニズムというのをやっぱり働かせる必要がありますし、我々の前段階にある事業ごとの支援チームというんですか、そちらの方でそこまで含めた議論というのを展開していただけだと、個人的にはありがたいと思っているんですが。

○原科教授 私は今の点とちょっと違う観点を持っていまして、必要性はこの審査会でもぜひ判断していただきたいと思います。それはできるのだと思います。つまり、経済面だけで必要性を判断してきたからこそ間違ってきたのです。経済面の情報は提供していただいて、それに対する比較考量ですね。経済的にはこういう効果がある、じゃ社会的影響はどうなんだ、環境影響どうなんだ、この3面を比較検討していただいた上で本当の必要性が判断できると思うんです。ですから、経済面の専門家がいないんだったら、経済面の情報提供をしてもらえばいいんですよ。

そのときに、経済学者は、経済専門家というのはこのメンバーの皆さんに理解できるような形で説明する責任があるんです。そういうアカウンタビリティがあります。それなしで、経済的にはこうだと断定的にいっちゃんから間違いのもとなのです。しかも、審査会のメンバーの中には何らかの関係で関係している方も本当はおられると思いますから、全くそういう判断ができないわけではないと思いますし、もしその辺が難しい場合には、そのメンバーをふやすことができましかね。そういうことで、特別委員で入っていただきたい、環境面と経済面の比較考量をするようなことを、ぜひこの審査会でやっていただきたいと思います。

それがないといけない。つまり、それがあつて初めて環境配慮なんですよ。さっきのハーモニーですね。経済的に随分大きな効果があると。環境影響はそれほどでもない。あるんだけれども、相対比較したら経済的価値というのが大きいんだったらそういう判断をしてもいいわけですよ。だけれども、経済的効果はあるけれども、それに比べて環境影響、社会影響がとても大きい場合は、やっぱりこれは普通は必要がないと思うわけです。ところが、経済だけ考えている人は、経済的価値は確実にこれだけあるんだからやろうということになっちゃうでしょう。それだと、環境社会配慮審査会の意味がなくなっちゃいます。だから、そういう意味で、その比較考量をぜひこの場でやっていただきたいと思います。それをちゃんとやつたということをわかつてもらうために、私は、委員会が公開ということ、どういうデータを使って、どういう議論をして、どのようなことで、どういう事実と論理でこの判断をしましたと、それがあることが必要だろうと思います。ぜひそれをお願いしたいと思います。だから、メンバー足りなかつたらぜひ追加してください。

○作本委員長 そうですね。物理的なメンバーの問題かもしれませんね。

○原科教授 そういう経済面との比較考量した判断、作本先生でもできるでしょう。

○作本委員長 ええ。私は普段、経済との狭間で生きてますから、それはもう聞き慣れている議論ですが、いかがでしょう、JICA 兵庫センターの夏原委員。今の原科先生のご意見、メカニズムの件ですが、よろしいでしょうか。

○夏原委員 私はよくわかりました。これから具体的な案件についてそういう判断をしていく必要があるだろうと思います。ありがとうございました。

○作本委員長 ありがとうございます。それでは、他の方でご意見があれば、最後とさせていただきたいと思います。

○渡辺委員 原科先生に伺いたいのですが、幅広いスコープの中で文化遺産というものが入っていますが、これは具体的にどれくらい議論されたのか伺いたいわけです。実は先ほど平野さんがいわれましたけど、また原科先生も、社会的弱者に立てというんですが、文化遺産というのは往々

にしてそれをサポートする人がいないことが多いです。例えば、今、ユネスコで多分、中央アジアの回教国で仏教遺跡の修復をしないといけない感じで、これは正直いって半分命がけの仕事なわけですね。具体的にそれは、周りの社会の人の価値観に対して国際的な価値観は大事だということでユネスコがゴーしたプロジェクトですね。

それからもう一つ、アフガニスタンでやっておりましても、道路計画の中で道路は絶対経済道路で必要なのですが、どうもそこに重要な埋没文化財があるらしいということになって、ユネスコがストップをかけました。ところが、もう既にいつの間にか作られてしまっているというような場合がありまして、この文化遺産に関しましては、今の経済、社会の軋轢の問題以外にまた別の観点の軋轢をもってくるだろうと思うんですが、そのことに関しましてどの程度議論されて、ここに幅広いスコープの中で文化遺産が入れられたのか、あるいは原科先生としてどういう考え方をおもちになっているのか、ちょっと伺いたいのですが。

○原科教授 逆に、文化遺産を考えないでいいのかという議論になってしまいます。我々は、つまり、日本のアセスメントの場合、文化遺産がありますと、遺跡発掘とかで必ず、とまっちゃいますからね。日本の考え方はそういうことで文化遺産は当然考えているわけですよ。だから、そういうことで、今おっしゃるように、ケース・バイ・ケースなので一律こうだといえませんけど、文化遺産に対して配慮しようということです。スコープというのはそういうことで、どういったことまで配慮するかというのがまずスタートなんですね。

それをどの程度配慮するかはまた次の問題です。まさにスコーピングということで、それをどの程度配慮するかということを決めていくのがスコーピングプロセスですから、一律こうだという言い方は、我々は考えておりませんでした。今おっしゃったように、いろんな事情があると思いますので、そのときどう判断したらいいか、まさにそういうことで議論をしっかりやらないと、どこまで配慮するか決まらないと思います。

だから、何とかに登録されているから自動的ということでは必ずしもないと思います。ただ、国際的条約でお互いにそれを守ろうと決まっている場合は、当然、日本として、政府としても守らなきゃいけないですから、それをやるんだと思います。それが守れない場合にはもうJICAは協力できないということになるんだと思いますが。どうでしょう。

だから、スコーピングはすごく大事で、このスコーピングというのはそういうことなんです。そういうことをしっかり議論して絞っていく。ところが、日本の方方法書段階はそういう点ではスコーピング本来の進め方でないんです。今の日本の方方法書段階というのは、大体そういうことを特定のグループが固めてしまって、方法書というこんな分厚いのをつくって公表して意見を求め

ますから、ほとんど議論という格好にならないのです。本当のスコーピングは、今おっしゃったように、まず幅広く広げておいて、いろんな状況あると。そのもとではどこまで我々として配慮しますかということ、それをやるのがスコーピングなんです。だから、スコーピングはスコーピングミーティングという言い方をしますけど、もっと議論するような場をつくる。それからスタートはスコーピングノートというんです。我々の方法書というのは英語でいうとスコーピングドキュメントでしょう。でも、英語でいうときはスコーピングノートなんです。ノートというのは2～3ページほどのもので、短くていいんですよ。

つまり、大きな枠をまず示して、その中身を今おっしゃったいろんな情報を得ながら絞っていって、じゃどこまで配慮しましょうかということを決めるのがスコーピング。そのスコーピングの進め方もぜひ、日本でやっているのと違う、本来あるべきものにしてもらいたい。それはアメリカのスコーピングがそうですし、ヨーロッパが大体そうです。そういう格好でしなきゃいけないのです。今ご指摘あったのはすごく大事な点ですよ。それが日本では欠けていますので、ぜひ審査会でもそのようにご指導いただきたいと思います。

○作本委員長 文化遺産、とっても大事なところですよね。今あちらこちらの国で問題になっております。ありがとうございます。

それでは、さっき申し上げましたとおり、そろそろ時間なんですが、どうしても質問されたい方がおられれば最後にということですが、よろしいですか。

じゃここで小休止を入れたいと思いますが、原科先生、きょうはお忙しいところをどうもありがとうございました。勉強させていただきました。

○原科教授 最後に一言。そんな次第でございまして、環境アセスメント、本来どうあるべきかということは常々申し上げていますけど、この審査会のメンバーの方はその辺の基本は十分ご理解だと思います。ただ、いろんなことで、日本の例とかをみますと、日本の実際はそうなってないので、ついついそれに引っ張られちゃうことがありますから、それに引っ張られないで、本来どうだというところでぜひご判断いただきたいと思います。特にJICAの場合は、環境社会配慮に対しても、先ほど申し上げたように、先方の国でやっている環境影響評価プロセスと独立して環境社会配慮、並行してといいますか、JICAの基準に沿ったきちんとしたものをやろうという考え方で進めています。その枠を審査していただくのが皆さんにお願いしたいことで、ぜひそういうことで、むしろ世界をリードするようなものにしていただきたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

○作本委員長 それでは、10分ほど小休止ということで、ここでちょっとお休みしたいと思いま

す。

(10 分間休憩)

○作本委員長 それでは、後半の方に移りたいと思います。

渡辺さんの方から、次の平成 17 年度の採択案件のご報告をまずいただきたいと思います。お願ひします。

○渡辺（泰） それでは、17 年度採択案件ということでご報告申し上げます。資料、A.C. 3-3 でございますけれども、1 つは、スマトラ沖の大地震・インド洋津波関係の案件でございます。これにつきましては特に緊急の対応が必要だということで、通常とは異なるプロセスを経ております。具体的には、通常ございます案件の要請時点での検討のプロセスがございませんでした。ということで、要請があって、すぐに採択されているという状況でございます。

それからもう一つ、開発調査の場合には、採択の後、通常は事前評価調査を行いまして、事前評価調査の中でどういうことをやるかというのを決めまして、その後本格調査に移るというプロセスをとっておりますけれども、この案件につきましては事前評価調査がございません。すぐに本格調査に入るというプロセスをとっております。7 件あるうち開発調査が 6 件ですけれども、開発調査はいきなり本格調査に入っている。それから 1 件、無償資金協力がございますけれども、無償資金協力も採択後、基本設計調査に入っているというプロセスになっております。したがいまして、開発調査の本格調査の開始時点で、暫定的に、大体 B だろう、C だろうぐらいの見込みを立てておりまして、その上で、一応最初の現地調査が終わった段階で、大体どんな中身になつたかということを確認しましてカテゴリー分類を行つたという結果が本日の資料でございます。

内容的には、特に津波の復旧ということで、もとあった施設をもとどおりに戻すという内容がほとんどになっておりますので、カテゴリー C のものが多くなっております。さらにあと、今後復興の計画をつくるというものがございますので、バンダアチエのものはカテゴリー B になっておりますけれども、ほかのものでも、必要があればまた途中段階で見直すということを考えております。

あと概要の中で一部、復旧だけではなく、例えばバンダアチエの場合ですと、CEP プロジェクトと書いてありますけれども、これはコミュニティ・エンパワーメント・プロジェクトということで、コミュニティという小規模なレベルで復旧をやるようなプロジェクトを行うというものが 1 番のバンダアチエ。それから 6 番のモルジブにもございますし、それからあと 4 番、5 番では

パイロットプロジェクトというような形で、これも小規模な復興を行うというものが中身として入っております。

以上がスマトラ沖大地震の関係で、もう一つ、次のページにA.C.3-4 がございますけれども、これは無償資金協力の採択案件でございまして、今回カテゴリーCの案件ばかりでございますので、ちょっと説明は省略させていただきます。

以上でございます。

○作本委員長 ありがとうございます。

今の無償はCで、内容的には、例えば1番目はマダガスカル、小学校の建設、2番目が漁業施設の建設、3番目は医療機材の整備ですか。環境には直接かかわる問題は起こらないだろうということでおろしいですね。

わかりました。ありがとうございます。今のこのスマトラ沖地震と平成17年度の採択案件Cですが、これについてご質問等がある方、どうぞ。

○満田委員 スマトラ沖地震の方の復旧案件で、例えばNo.3とか4あたり、災害の復旧事業とはいうものの、基本的には道路だの港だのリハビリ事業だと思うんですね。これは私のあくまで個人的な感覚だとB案件じゃないかという、直観的にそういう気がするんですが、これは災害復興というような要素があってCになさっているのか、それともJICAの相場観として、この程度だったらCなんだろうというご判断なのか、そこら辺をちょっと教えていただけませんか。

○比嘉 まず1点は、既存の道路及び港が壊れたものをそのままもとの状態に修復するという理由で、課題部と相談した結果、Cということになっております。特に何か新しく規模が大きくなるとか新しい施設が加わるということではありませんでしたので、あくまでも既存のものを直すということで、Cというふうに判断いたしました。

○満田委員 そういう相場観だということであれば、それに対して何かいう立場ではないのかもしれないんですが、ただ、もとにあったものをそのまま復旧させるという、いわゆるリハビリ案件としても、例えば工事中の環境影響とか、当然生じるわけですし、要は、Cカテゴリーに書いてあるような環境社会影響がほとんどない。というのは、私的な相場観でいうと、例えば教育プログラムですか、もちろん、そこら辺は程度問題だとは思うんですが、少なくともこういう土木工事を、もちろん緊急性とか当然あると思うんですが、土木工事を伴うような案件についてCと判断されるのは若干違和感があるなという気がするんですが、何かそういうような議論というのはJICAの中できれいにされているんですか。

○渡辺（泰） 特に津波関係だからどうこうというのではなくて、個別の案件でイ

ンパクトの程度を考えるというものになるかと思います。1つは、壊れたものをもとどおりにするというところで、インパクトは小さいだろうというところ。それからあと、今満田委員の方からお話をありました、工事中のインパクトにつきましては、一応工事のやり方として対応をとれば非常に影響は小さいだろうということと、それからもう一つは、工事の規模として小さいものだという点からカテゴリーCというふうに考えております。

○比嘉 1点だけ追加でご説明させていただきますと、Cとなったのは後からの判断なんですが、それでも、すべての調査におきまして環境社会配慮に必要な団員を派遣しております。

○渡辺委員 1つ、JICAの判断基準を教えていただきたいんですが、緊急というのは一体どの程度の時間スケールのことを考えておられるのか。一つ一つのプロジェクトの中に、まず緊急のものと緊急でないものが混在していると。こういう場合は緊急というものをまずやって、その後ゆっくりしたものやればいいというようなスキームで考えておられるのかどうか。

それはJICAの支援、まあ外務省支援かもしれません、緊急といいながら、実際、例えば無償資金でも機材でも、向こうへ渡るのが1年後、2年後というのが現実にあるわけですね。それが果たして緊急というかどうか。それから緊急の定義は、もしこれが緊急であるんだったら、緊急のものだけを取り上げてまずやらないといけないんじゃないのかと。一つのプロジェクトの中で、例えばインドネシアの1番、バンダアチエでいいと、GISシステムなんかは場合によつたら、ものによって違うんですが、ちょっと時間がかかるといいかも知れない。2番目の上水道、医療機関、これは早急にやらなきやいかんものだと。そういうような形で、時間的にも重みがあるものを一つのプロジェクトとしてまとめるというのは一体どういうことなのかということを含めて、緊急というJICAでの定義の仕方を教えていただきたいんですが。

○渡辺（泰） 緊急ということで、対応の特に、例えば時間的フレームワークの定義があるとかいうものではありませんで、早急に対応すべきというぐらいの意味合いかと思っております。緊急に対応するという場合でも、1つは、例えばインドネシアなりスリランカ政府が自分ですぐにできるようなものもあるでしょうし、それからあと、例えば工事をするようなときに、ある程度図面を用意して入札するようなものもありますので、そういった部分の支援を求められているというようなものもございます。そういう意味では、すぐにとりかかれるようなものもありますし、それからあと、復興ということを考えて、すぐにというよりは、今後数年間を想定した協力というのも、これは多分タイミング的に一緒に進めた方がいいだろうということで、パッケージ的に実施しているという状況でございます。

○渡辺委員 今後の問題で、ここで議論する話でないかもしれません、少なくとも自然災害復

旧、地震被害とかいろんなものにつきましては、本当に緊急というものは別枠でやった方がいいんじゃないかなと。そうしないと、実際この支援が相手にたどり着くのに一体どれぐらいかかるんだと。それは本当に緊急なのかという感じがしますので、そこら辺もちょっとご検討いただければと思うんですが。

○渡辺（泰）　　今回の地震、津波対応につきましては、1つは、地震が起こってすぐの対応、例えば1ヶ月以内の対応ということにつきましては緊急救援隊というのがございまして、そこで例えば医療チームを派遣して医療活動を行うと、あるいは不明者の搜索を行うといったような活動を行っておりますので、そういう意味では、その次のステップとして、まずもとどおりにするようなところあたりからとかかるというような状況、取り組みをしているところです。

○渡辺委員　　ありがとうございました。できれば効率性を考えて、もうちょっと何かやっていただけだと思います。

○作本委員長　　私なんかも、テレビで、JICAがすぐ事故後に緊急隊とか派遣されるのを見て、やっぱりすぐ動くんだなあとすごい胸熱くなるものを感じておりましたけれども、そうですよね。緊急性で人道的にかかわれるようなところ、恐らく内部で対応されているんですが、これに含ませて議論する必要が本当にあるのかなあということを改めて感じてしまいます。

ちょっと私の方からすみません。これはBになっているのは、私も上と下を比べていたんですが、1のインドネシアをBにする、環境面の配慮を必要とする項目がどちら邊にあるんでしょうか。

○比嘉　　この中でBになっておりますバンダアチエの案件の方は、道路を拡張と申しますか、避難しやすいような形で新たに計画するという要素が入っておりましたので、Bとしております。

○作本委員長　　わかりました。どうもありがとうございます。ご質問等ありますでしょうか。

○松本委員　　3つほどあります。

1つは、先ほど満田委員が言られたところと同じなんですが、満田委員の指摘に対して、それ以上の指摘はないので、JICA側の答えが十分かどうかというのには、若干私は釈然としないものがありますけれども、それ以上追求してもしようがないのかなと思っています。ただ、既存道路の復旧とか既存施設の復旧支援であるからCは自明であるという書き方はぜひとも余りなさらないでいただきたい。これは決して自明ではありません。それだけは、書き方、根拠としては、私は不十分だと思います。それが1点目です。

2点目は、まずバンダアチエのところですが、これは私自身の専門ではないので、地域として深くは申し上げられないんですが、ガイドラインの改定委員会の中で、緊急時の措置の一つにあったのは、こういったケースが紛争助長につながらないかどうかという点は常に考えてほしいと

いうことなわけです。つまり、アチエについていえば、だれもが、ここは紛争があるということがわかっています。そういう中でこうした復興支援をすることが現地の、いってみればインドネシア軍に味方をする援助であり、アチエの独立を考えている人たちにとって敵対するような関係になり得るのかどうかという意味での紛争助長という面についてはやはり配慮が必要だと私は思いますし、JICA 自体も、これまで紛争助長のことについては、研究会を行うなど、新たなアセスメントの方法も検討していらっしゃると思います。ですので、そうした点については非常に注意深くする必要があると思います。

3点目は、スリランカ、あるいはこの場合はモルジブとか、沿岸かなと思われるところについてなんですかけれども、私もこの地域については存じ上げませんが、同じスマトラ沖の地震で、タイの例から、どちらかというと援用する形で指摘させていただきたいと思います。といいますのは、タイでも、プーケット周辺で大きな被害がありました。その後をみてみると、やはり海沿いに住んでいる人たちというのはそこに住む法的な権利をもっていない人であったり、あるいは慣習的に海の資源を利用していらっしゃる方々というのが住んでいる。あるいは不法労働者なんかもそこにいた。つまり、当局の監視を逃れやすいところだったのでそこにいたわけですが、津波のおかげでそういう人たちの存在が目立ってしまった。したがって、復興をきっかけに、こうした人たちを、不法な状態の人たちを排除しようという動きが一緒に起きることが少なくともプーケットではみられました。

それを考えますと、スリランカの事情、あるいはモルジブの事情を私はしっかりと把握しないのであくまで想定的な懸念ではありますけれども、こうした既存の施設の復旧というのがその地域に脆弱な立場で住んでいらっしゃる人たちの排除と一体にならないような、そういう配慮をぜひともお願いしたいというのが3点目です。

○渡辺（泰） ご指摘いただいた点、1点目につきましては、確かに既存の復旧だから影響が小さいということだけの説明にはならないと思いますので、言い方というか、根拠づけの説明にちょっと注意していきたいと思います。

それから2点目の紛争の助長にならないようにという点は、私どもも、アチエ、あるいはスリランカの例えば北東部などはもともと紛争地域であるということは認識しております、そういう意味での復興のニーズアセスメントの中、あるいは実際には直接事業を実施する上で注意しなきやならないということは認識しております。我々の協力がさらに紛争を助長してしまうと、それは逆に協力の効果を失うことにもなりますので、確かにご指摘に従って注意していきたいと思います。

それから3番の、特に不法な人、あるいは慣習的な資源利用を排除しないようにという点については、気をつけてやっていくということになると思います。JICAの事業そのものはリハビリの事業そのものなので、多分それにかかわる相手国の対応のところに出てくるのかなあとは思いますが、こういう点も踏まえてやっていくようにちょっと事業部に伝えたいと思います。

○作本委員長 ありがとうございます。松本さん、ご意見さらにありますか。

実際私も、新聞等のニュースですが、アーチェでは、アメリカの方からの支援を拒否していたことがあるんですね。それによって分離独立運動に影響を与えるかどうかということで、こういう時期にやっぱり問題になるということです。我々がこれまで余り考えてないような社会配慮の課題かもしれません。松本さんからご指摘あったのは、前にもここで議論出ましたけれども、やっぱり不法占拠者を排除したいという動き、あるいは土地を公有化する、さももっともらしくいいことなんですが、裏を返すとそういう弊害も、少数者への圧力も生み出すきっかけになりかねないということで、重要な配慮ではないかと思います。松本さん、これでよろしいですか。——ありがとうございます。

○川村委員 1つ確認というか、整理のための質問なんですけれども、ガイドラインでは、「緊急時の措置」として、緊急を要する場合はガイドラインに従った環境社会配慮をしなくてもいいという、「早期の段階においてカテゴリー分類、緊急の判断と実施する手続を審査諮問機関に諮問する」という規定がありますよね。今回の案件の報告というのはこのガイドラインの項目とどういう関係があるのかという整理を少ししていただけますでしょうか。

○作本委員長 今、川村さんがおっしゃるとおり、配られた環境ガイドラインの1.8の緊急時。緊急時だからこそ、後でまた行うという書き方になっていますけれども、今川村さんがおっしゃられたのは、どちらの原則に立つかということなんですが、事務局の方から何かありますでしょうか。

○渡辺(泰) 今回のスマトラ沖地震、インド洋の津波関係につきましては、ガイドラインの1.8の「緊急時の措置」によるのではなく、ガイドラインそのものの適用ということで考えております。ガイドラインを適用してくるんですけども、適用の対象とする要請時の要請確認の段階、あるいは事前評価の段階がないまま本格調査に入ったということで、本格調査からガイドラインを適用したということになると考えておりますので、この1.8の「緊急時の措置」というものには当たらないと考えております。

○作本委員長 特にこの1.8の緊急時を当てはめたわけではないということのようですが、いかがでしょうか。

○川村委員 実際運用上は特にこういう問題ないのかなという気がするんですけども、まさにその要請段階におけるガイドライン上の規定を飛ばしてしまうということについて、報告し確認するというのがこの1.8の趣旨だったんではないかという気がするので、ちょっと軽然としないものがあるんですが、その辺、どのようにお考えなんでしょう。

○渡辺（泰） 1つは、ガイドラインに従って手続を実施する時間がないという、まさしく、本来要請確認の段階で、例えばカテゴリーAなので、審査会の方に諮るというプロセスが必要なのだけれども、その時間がないという場合には1.8の「緊急時の措置」に基づいてやることになると思うんですけども、今回そもそも調査のプロセスとして要請確認の段階そのものがなかった、あるいは事前評価調査そのものがなかったということで、本格調査からガイドラインの適用になるというように考えております。そういう意味では、時間がないということではなくて、そもそも適用の対象になるようなプロセスがなかったと考えております。

○松本委員 私も実は、1.8の適用なのでいろんなものが省略されたのかと理解したんですが、今のご説明ですと、そうではないと。ということは、どうしてそのプロセスなく次に進まれたのかという、ちょっとその理由のところを教えていただきたいのですが。

○渡辺（泰） 1つは、要請確認の段階がなかったというところはどちらかというと政府の方針の方になるかと思いますけれども、要請して、すぐに採択になったということになるかと思います。それからもう一つ、事前調査につきましては、これも通常は環境社会配慮だけではなく、そもそも、例えば開発調査であれば調査項目をどうするのかということを協議するというのに非常に大きい役割なんですけれども、今回は急いで対応できるようにするということで、緊急援助隊などで得られた情報をもとに大まかに調査項目を設定して、事前調査抜きで本格調査に入ったというプロセスになっております。したがって、環境社会配慮につきましては、ちょっと先ほど申し上げましたけれども、配慮を行う業務は団員を入れて行わせて、具体的なカテゴリー分けの作業などはできるようにしておいたというプロセスになっています。

○松本委員 この案件自体が問題というよりは、今後出てくる緊急時の措置のためにもちょっと、川村委員がおっしゃったように、クリアにしておきたいと思うんですが、今のご説明を聞いた範囲では、要請時の検討がない、これはガイドラインに沿っていないから、こういう言い方はちょっとあれですが、事実上、ガイドラインに違反しているけれども、それは政府の外務省側の意思決定によるものである。つまり、1.8が想定していない緊急時に実は日本政府、外務省が独自の判断で何か行った場合というのは、この緊急時の措置に準じるぐらい、このガイドラインのプロセスに沿わないということで理解してよいのかというのが1点目です。2点目は、開発調査です

から、これはJICAの範囲だと思うんですが、しかも、今のお話を伺う限り、まさに時間がないのですから、1.8の「緊急時の措置」を適用するようなケースに私は聞き取れましたが、それでもこれを適用していないとおっしゃる理由が実はよくわからなかつたというのが2点目です。すみません。ちょっと時間をとりますが。

○作本委員長 どちらのケースに当たるんですか。

○渡辺（泰） これは必ずしもガイドラインで明確に書かれておりませんので、JICAだけで解釈するというよりは、まさしく皆さん、審査会のご意見を伺ってということになると思うんですけども、私どもとしては、ガイドラインで想定しているプロセスというのは、要請確認の段階があって、事前調査があって、本格調査に進むというプロセスを前提として手続を定めているということになるわけですけれども、そうでないケースが出てきたということになりますので、それは例えば要請確認、事前調査というプロセスがなかったときに、ガイドラインの1.8を適用するという考え方もあると思いますし、そうでなくて、そもそもそういうプロセスがなかったので、本格調査からガイドラインを適用するというプロセスも、考え方もあると思います。一応今私の方は後者の方をベースに考えているということなんですけれども、どちらにしろ、状況としては、今はもう本格調査が始まっている段階にありますので、今後も含めて、ガイドラインの1.8をベースに考えるのかどうか、ここは皆様からご意見をいただきたいところでございます。

○作本委員長 これは原則を考える上での、今回、偶然Cが多かったということで問題にならないかわかりませんが、やっぱり原則として大きく分かれるところですね。そういうことで、できればこの機会にどういうスタンスに立つかということはある程度方向づけ決めておいた方がいいのではないかと思うのですが、いかがでしょうか、皆さん。

○米田 ガイドラインに書かれてあることがどんなふうに運用されるのかということで、まさしくここで議論していただければと思っております。

むしろ松本委員がいわれたように、普通、緊急時の措置ということですから、場合によっては、この1.8の方が素直な形で使えるとも思います。ただ、私ども事務局の方も、要請がなかったという手続のところから、なかなか判断しにくいところもございます。それから、要するに情報自体が、今の段階ではそう入ってきていない。現場ではもう大変なことになっているわけですから、そうすると、諮問手続をとるよりも、どちらかというと事務局の方としては、報告という簡易な形を取らせていただく方がありがたく思います。

ですから、我々はできるだけもっているものは情報として公開していくということが原則ですので、私は、1.8であったとしても、あるいは要請がなくて、こういう形で報告ということでも、

どちらでもいいのかなと思っています。それで、自然さを求めれば、やはり 1.8 が原則ですが、場合によっては簡易に報告させていただくというのがありがたく思います。

○作本委員長 今の流れというのはいかがでしょうか。

○満田委員 私の意見としては、やはり 1.8 の適用ということではないかと思います。というのは、そもそもなれば、先ほど松本委員や川村委員がおっしゃったように、3.1、3.2 の要請確認段階、それから事前調査段階における手続を要は恣意的に省略しちゃえるということになってしまいますが、その理由としては、やはり緊急であるということで 1.8 を適用すると。どうやら、聞いていますと、1.8 で時間をかけてしまうことを恐れていらっしゃるのかなという気がしますが、そこら辺はなるべく時間をかけないように効率的にやるような方法をなさればいいんじゃないかなあと思っていますが、いかがでしょうか。

○作本委員長 どうもありがとうございます。今回この報告を受けた流れというのは、この 1.8、渡辺さん、これは沿ってないとおっしゃられていたんだけれども、この 1.8 で流れに沿っているということで十分説明が成り立つのではないかと思いますが、しかも、結果的にこの場合には B は入っていますけれども、C がほとんどですよね。ですから、この緊急はもちろん動きは必要と思われますので、できるだけ早い時期にご紹介いただくと。特に A なんかが入った場合には、住民とかいろんな問題に絡むようなこともありますので、僕は、この 1.8 の流れというのは基本的に受け入れられるものだと思いますが、いかがでしょうか、皆さん。

○川村委員 私も基本的に今回のようないい報告の形でまあいいのかなという気もするんですけども、そもそも 1.8 の趣旨を考えたときに、これはまさに満田委員がおっしゃったように、恣意的な判断を避けるために、なるべく明確な根拠をもって、何が緊急なのかと。緊急だからこういう形の手続でこの部分を省略して行うのだということを報告する場を確保するということだと思うんですね。

そういう意味では、特に事前調査の対処の仕方については、こういう形で、緊急だからやりますよということを決まった段階で簡易に報告していただき、それをその場で、答申というのも変かもしれませんけれども、確認するという形で進めることができたのではないかという気はいたします。

○作本委員長 ありがとうございます。基本的には、この 1.8 と今、川村さんがおっしゃられたこととは矛盾しないとは思うんですけども、早い時期で、今おっしゃるように、やりますよという、そういう形での報告を出してもらうということになるのではないかと思うんですが、いかがでしょうか、JICA さん側の態度としては。

○渡辺（泰） 事務局の方としては、ご意見いただいたように、1.8 を適用するということで結構でございます。

あとちょっとお願いしたいのは、どうしても緊急時の場合で時間がないということで、いわゆる諮問をして答申をいただくというプロセスだと、例えば審査会を2回開かないと、ちょっと時間がないことがあると、なかなか対応に困ってしまうという場合もありますので、今川村委員からお話しあったように、審査会1回の中でご説明を差し上げて、その場でもコメントをいただいて、それを審査会のご意見として反映させていただくような、そういう場合もあるということを考えさせていただければと思います。

○渡辺委員 先ほど申しましたように、緊急は緊急で非常にいいんです。上水道とか病院を建て直さないといかんとか、そういうのは非常にいいんですけども、項目が本当に緊急なのか緊急でないのか、そのところも少し検討した上で緊急といつていただければありがたいと思います。

○渡辺（泰） そこはあわせて、多分ご意見をいただくことになろうかと思います。実際には、例えば一つの開発調査の項目の中に、緊急に復旧すべきものと中期的に復興を考えるものと両方入っているという場合はあり得ると思いますので、そこはまたケース・バイ・ケースでご意見をいただいて考えるというようにさせていただければと思います。

○比嘉 今回の項目につきましては、当初要請が上がった段階ではまだどういうことをやるかを先方政府側も把握できていなくて、現地に行ってその調査を行う過程でわかつてきたということを、ご理解いただきたいと思います。

他の国からのドナーなども来ておりますので、実際に現場に行って、調査団が現場でいろいろ他のドナーと現地の人たちと相談しながら、課題は何かというのを整理していくって、場合によつては、緊急な課題でも、もう既に他のドナーが手をつけているので違うことを支援するというような、そういう形で現在のようにまとまってきた経緯があります。

○作本委員長 ありがとうございます。ほかの方でご意見。どうぞ、松本さん。

○松本委員 基本的には同じですけれども、1.8 では「早期の段階」としか書いてませんので、これは要するに意思決定の前というふうにも位置づけてませんから、そういう意味では、できるだけ早期であればよいということだと私は理解をしています。

一方、諮問については、実はほとんどないという前提で議論していましたけれども、緊急でありながらカテゴリーAという場合があった場合に、本当に事後報告だけでいいのかという議論は必ず残ると思います。したがいまして、答申の形が通常と違うかどうかということはあるかもしれませんのが、基本的には諮問をいただいていて、それに対して私たちは答申を口頭でしていると

いう位置づけで、そういう解釈でとりあえず最初の5年間これを運用してみて、修正していくというものが1つ重要なと思いました。

○作本委員長 ありがとうございます。確かに、A案件が起こった場合どうするかということで、今回の教訓で考えたのはいけないことですね。よろしいですか、この今の件につきましては。ご意見があれば。

○中谷委員 スマトラ沖地震に関する復興の案件というのはこれがすべてではなく、まだたくさん出てくる予定があるんですか。

○渡辺（泰） とりあえず今やっている案件はこれだけなんすけれども、あとほかに出てくる可能性は、恐らく、今調査をやって、かなりニーズ確認的なこともあわせてやっておりますので、さらに行く可能性はございます。

○作本委員長 ありがとうございます。

それでは、時間の関係もありますので、次に進みたいと思います。渡辺さんの方から次の案件のご紹介をお願いします。

○渡辺（泰） 次、要請案件でございますけれども、資料A.C. 3-5 をみていただきまして、インドのライチャック・ククラハティ橋梁建設プロジェクトというものでございます。開発調査の要請でございまして、プロジェクトの背景としましては、西ベンガル州のフグリ川というところで、道路網が川で切れている。河口西岸側にハルディア港とハルディア工業地区があるわけすけれども、州都コルカタに向かうために岸を大きく迂回しなければならないということで、これを解消するために、ライチャックとククラハティという2つの川の両岸の間に橋を建設するための開発調査の要請があったというものです。JETRO の資金でこれの現状調査が行われておりますし、それに基づいて要請が行われたということになっております。

調査の内容すくも、橋とアプローチ道路の技術的・経済的・財務的なフィージビリティの調査というものになっております。立地場所すくも、片側のライチャックにつきましては、ライチャックの北側にラムサール条約に登録されている湿地があるということがございます。それからククラハティ側には石油工場やテレタルの工場がある工業都市ハルディアが位置しているということでございます。

環境社会影響としては、大気汚染、水質汚濁、廃棄物、騒音、地形、地質、底質、生態系、それからルートは未確定すくも、非自発的住民移転などが想定されるということになっております。

私たちのコメント案でございますけれども、ここにありますように、3.1 キロの架橋とアクセ

ス道路を建設する大規模な建設事業で、公道の拡張、河川工事を含むことから、相手国制度上もEIAの対象となっている。環境社会面における影響として、これは要請書のスクリーニング資料にあるものですけれども、大気汚染、水質汚濁、非自発的住民移転等々が指摘されて、実施について慎重に検討する必要があるというようなコメント案を作成しております。

それからあと、現状で、ホームページ上で一番下の項目を情報公開しているところでございます。

以上でございます。

○作本委員長 ありがとうございます。これはA案件ということですが、皆さん方からご意見等賜ればと思います。

○遠藤委員 プロジェクトの背景の書き方について、一般的なコメントなんですが。これは、JICAの方でもうちょっと整理していただきたい。6行ぐらいでプロジェクトの必要性を纏めるのは大変だと思いますが、書き方を工夫してもらいたい。例えば、3行目の「西岸を大きく迂回」は、どのぐらい迂回しているのか具体的に記述する。それから5行目の、「ライチャック・ククラハティ間に斜張橋をするとともに」に関しては、なぜ、斜張橋を建設することを初めからいえるのか。それから「JETROの調査に基づいて」は、この段階では不要と考えます。立地概要ですけれども、私は、現地を知っておりませんが、何でこの2つ県の内容を記述しているのか、先ほどの人口密度の問題じゃないんですけど、これは何をいおうとしているのかさっぱりわからない。湿地があるというのはわかります。それから農業地帯とか工業地帯というのはわかりますが、この2つ県を結ぶことによってどのような経済効果があるのか。川に橋梁を建設し、港とコルカタを結ぶハイウェイ建設であれば、この2つの地点を云々する必要はない。特に非常に人口が密集している点、それによって環境影響評価が多いということを強調したいのであれば、もうちょっと明確に書いていただきたい。

○作本委員長 ありがとうございます。いかがでしょうか。幾つか質問があつたかと思うんですが。

○渡辺委員 遠藤さんのご意見と一緒に、プロジェクトの背景で、多分、私は、道路がほとんど分断されている場合は、物資輸送は他の舟運でいいていると思うんですよ。結構大きな川がありますので。ここで背景として書いているのは、道路輸送というのを前提にした話しかありませんので、道路輸送だけであると、確かに物資輸送大変だと、迂回せないかんという感じになるんですが、トータルな物資輸送の状況、交通の状況というのをもう少し書かれてもいいんじゃないかなあと。背景がそうであれば、予想される環境社会影響でも、舟運従事者の影響みたいな項目が出てくるのかなあという感じで、まさに遠藤さんおっしゃるように、もう少し詳しく書いて

いただければありがたいと思いました。

○作本委員長　　ありがとうございます。

○和田委員　　今の遠藤委員と渡辺委員に補足して、ちょっとわかりにくいところを指摘しておきたいんですけれども、立地概要の真ん中よりちょっと上ですけれども、「ライチャックの北にはラムサール条約湿地の西コルカタ湿地があり、コルカタ市の排水処理場として利用されている」という部分、何か、以前別の案件で似たような表現をみたような記憶なんですかでも、この部分もやはり、これはどういう意味なんでしょう。湿地の中に排水処理場が存在しているということなのか、ラムサール条約の登録下にある湿地の中に排水処理場があるということなのか、ちょっとよくわからないんですけれども。そのあたりも含めて、もうちょっとわかりやすく書いていただければと思います。

○作本委員長　　ありがとうございます。そのあたりの情報わかつてますか。

○渡辺（泰）　　最初にこの資料をつくるときに、基本的には私どもも要請書しか情報源がありませんので、それの中に書いてあることを要約してここの資料に落としてあるということで、そもそも情報源が限られているということがございますけれども、あとちょっと個別の項目について担当の方からご説明させていただきます。

○比嘉　　まず1点、ちょっと訂正させてください。これは西コルカタではなくて、東の間違いです。すみません。こちらは、ラムサール条約の登録の理由としましては、コルカタ市からの下水がこちらの湿地の方に全部流れ込むようになっておりまして、そこで、排水処理場に溜められて、その後湿地に排水されています。その排水が湿地の方で自然によって浄化されるとともに、養魚場がたくさんあって、そちらの方に流れ込んでいくというシステムになっているそうです。

それ以上につきましては、立地概要などにつきましても、今ちょっと渡辺からも説明があったんですけども、こちらもインドから出されました要請資料、そしてまた、実はこれは情報がもともと非常に少なかったというのがありますて、地域部の方で昨年度の末に現地調査も行ったんですけども、その結果、今の段階でわかつている情報を書いた次第です。ということで、なかなかこれ以上についてはまだ今の段階ではわからないんですが、もしこれが採択になった場合は、その後、事前評価調査などで詳しく調べていきたいと思います。

○作本委員長　　わかりました。どなたか、ご質問さらになりますか。

○松本委員　　遠藤委員は要らない情報といったんですが、私にとっては非常に重要だったのが、JETRO の調査に基づいてF Sと円借款という、三位一体ですよね。経産、外務、ここが財務は関係ないのか、でも、円借款ですから、そういう意味では、いわゆる、俗にいうオールジャパンで

やるような案件だという印象を受けたんですね。実は JETRO の役割というのは、JICA のガイドライン改定の中でも 1 つ大きな議論になったことです。つまり、JETRO 自体は同様の環境社会配慮政策をもっていない中で、しかしながら、類似の FS をやっていると。

1 つ伺いたかったのは、JETRO が調査を行っているのにどうしてそんなに情報がないのかというのは私はよくわからなかつたんですね。つまり、これは JETRO と JICA が協力して JETRO 調査をやっていたというか、意見交換とか情報交換をしながらやっていたのか、それとも全くそういうのがなく行われていたのか。その点についてちょっと教えていただきたいのですが。

○比嘉　　まず JETRO との調整についてですけれども、少なくとも私のところで把握している限りでは、インドからの要請の際に JETRO の調査に基づいてというのがあります。そういう経緯で、マスター プランとしてではなく、フィージビリティ スタディという形で出てきたという経緯があります。

JETRO の報告書の方も一応目は通してみたのですけれども、どちらかというと橋のデザインとかに関しての部分が多くて、立地概要などで若干参考にしたところはあるにしても、わからないところが多かつたので、JICA の方も、地域部の方から、今年の 3 月に現地調査をしてさらに情報を集めたという経緯があります。

○遠藤委員　　松本委員の前半の質問に対してお答えしたいのですが。まず JETRO の調査は、相手政府の要請内容を確認するためのプレ FS 調査で、調査費用が JETRO で用意されます。JETRO で取り上げられたということは、円借款につながる有望案件とみなされますが、審査対象であることは、関係がないと申し上げたもので、ぜひこの辺をご理解していただきたいと思います。

○米田　　どうもありがとうございます。今のお話を何人かの方というか、ずっとすべて同じなんですけれども、要するにいろんな論点が出てきた。要するに立地条件にしても、なぜそうなのかとか、あるいは迂回するといったってなぜそうなのかとか、斜張橋といったってなぜそうなのかとか、いろんなことが出ておりまます。コルカタの湿地もそうですし、それから JETRO さんの調査云々もそうかもしれません、いずれにしましても、先ほど申し上げましたように、要請書の段階であって、まだ採択はされておりません。今のお話をやはりできるだけ担当の部の方に伝えながら、採択に向けて参考にさせていただければありがたく思っております。

○田中副委員長　　今いろんな議論の中で出てきたことなんですかね。結局、必要性とかそういうものをちゃんとみていただきたいというのがこの審査会の大半の皆さんのお見だと思いますので、この最後のコメント案のところに、やはりこの案件自体の必要性とか、あるいは代替案の検討が十分になされているのかというところまでのコメントをぜひ入れていただけるといいん

じゃないかなという気がするんですが、その辺のところをお願いできるんでしょうか。

○作本委員長 いかがでしょうか。必要性ということについて書き込むということは。

○渡辺（泰） ちょっとまた JICA の中で担当部と協議をしたいと思うんですけれども、表現ぶりはともかくとして、そういう趣旨を書き込むことは可能だと考えております。

○田中副委員長 わかりました。ありがとうございます。

○作本委員長 私としても、背景と並んでやっぱり必要性という項目を置いていただけるとありがたいなあと思うんですよね。必要性の中にも、経済的な必要性とかその他あるでしょうけれども、はっきり背景と区別して書いていただけるとありがたいなと思います。

それでは、よろしいですか。5時ちょっと過ぎてしまいまして、おわびしなければいけないんですが、最後にもう一つの案件、フィリピンの方、お願ひいたします。

○渡辺（泰） 資料、A.C.3-6 でございます。フィリピン、カビテ州ローランドにおける治水対策及び河川環境改善マスターplan調査でございます。この案件概要につきましては4月の審査会のときにご説明させていただきまして、コメントをいただいて、最終的なコメントにしましたけれども、ということでご報告でございますが、4月の審査会で幾つかコメント、ご質問をいただきましたので、それについてご説明させていただきたいと思います。

○小島 環境社会配慮審査チームの小島です。前回、この案件についてご説明したときコメントを幾つかいただいたので、それにお答えしたいと思います。

1つ目が、自然環境面への影響の可能性はないのかということでした。今のJICA総合コメントはそのときのコメントをそのまま書いているんですが、当然のことながら、自然面での影響があれば配慮します。現地の専門家の方がサイトへ行ったことがあるので話を伺いますと、特に配慮すべき森林や湿地帯などはないとおっしゃっています。ただし、水質汚濁による沿岸部の漁業への影響は若干想定されるのかなあというような情報を得ています。

もう一ついただいたコメントが、案件のコンポーネントの中身に水質改善事業及び環境保全事業というのを書いているんですが、それはどのような内容かというご質問がありました。これも専門家の方に確認したところ、下水道の整備とか地下水の開発などの大規模・小規模なインフラ整備事業は、今のところ想定していないとのことです。むしろ環境面とか水質改善面は法制度などのソフト面の対策を想定しているということです。

もう一つ、非常に幅広い範囲のプロジェクトが要請されているけれども絞り込む予定はないのかというコメントをいただいたのですが、プロジェクト概要には9項目書いていますが、主なコンポーネントは洪水対策事業と土砂対策事業ということなので、それらに焦点を当てながら、そ

れ以外の範囲については今後の協議でも決めていくというようなことで考えております。

ちなみに、1カ月間ホームページで公開したのですが、特段コメントはございませんでしたので、JICAの総合のコメントも、先ほど申し上げたとおり、1カ月ぐらい前にお出ししたものと同じものになっております。

○作本委員長 それでは、よろしいでしょうか。ご意見ありますでしょうか。5時を過ぎてしまいまして申しわけありません。

それでは、これからスケジュールということで、渡辺さんの方からお願ひいたします。

○渡辺（泰） 通常であれば次は7月11日になるんですけれども、今のところ、審査会にかかる案件がないものですから、特にご提案がなければ7月11日は中止させていただきまして、次回、7月25日の2時から、この本部、11階会議室と兵庫センターということで考えております。

○作本委員長 次回の会議は7月25日、こちらと兵庫、両方で行うということでよろしいでしょうか。予定されていた7月11日は休みということにさせていただきます。

それでは、ありがとうございました。

◇◇◇ ◇◇◇ ◇◇◇ ◇◇◇ ◇◇◇ ◇◇◇ ◇◇◇